

平成24年第4回基山町議会（定例会）会議録（第2日）						
招集年月日	平成24年12月13日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成24年12月14日	9時00分	議長	後藤 信八	
及び宣告	延会	平成24年12月14日	16時34分	議長	後藤 信八	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	神 前 輔 行	出	8番	大 山 勝 代	出
	2番	久 保 山 義 明	出	9番	片 山 一 儀	出
	3番	牧 藺 綾 子	出	10番	品 川 義 則	出
	4番	木 村 照 夫	出	11番	林 博 文	出
	5番	河 野 保 久	出	12番	松 石 信 男	出
	6番	重 松 一 徳	出	13番	後 藤 信 八	出
	7番	鳥 飼 勝 美	出			
会議録署名議員		9番	片 山 一 儀	10番	品 川 義 則	
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長) 古 賀 敏 夫		(主幹) 鶴 田 し の ぶ		(書記) 寺 崎 一 生
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	小 森 純 一		健康福祉課長		眞 島 敏 明
	副 町 長	田 代 正 好		こども課長		内 山 十 郎
	教 育 長	大 串 和 人		農林環境課長		松 雪 靖 弘
	総 務 課 長	小 野 龍 雄		まちづくり推進課長		天 本 正 弘
	企画政策課長	木 村 司		会計管理者		毛 利 俊 治
	財 政 課 長	城 本 好 昭		教育学習課長		内 山 敏 行
	税務住民課長	天 本 政 人		保育園長		熊 本 弘 樹
	議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

一般質問

- |            |  |
|------------|--|
| 1. 久保山 義 明 | (1) 平成25年度予算編成について<br>(2) 役場別館の利活用について<br>(3) 鳥栖・三養基地域ビジョンの答申を受けて                          |
| 2. 大 山 勝 代 | (1) 太陽光発電設置の助成を<br>(2) 子育て支援のさらなる拡大・充実を  |
| 3. 林 博 文   | (1) 基肄城跡保存整備の計画について<br>(2) 基肄城築城1350年祭の実施について<br>(3) 家庭用太陽光発電設置の補助金支給について<br>(4) 森林環境税について |
| 4. 松 石 信 男 | (1) 就学援助制度について<br>(2) 障がい者福祉について   |
| 5. 河 野 保 久 | (1) けやき台について－現在と将来－<br>(2) 通学合宿について<br>(3) 町民体育大会について－もっと楽しくするために                          |
| 6. 品 川 義 則 | (1) 保育所運営について<br>(2) 小中一貫教育について<br>(3) まちづくり基本条例について                                       |

～午前9時30分 開議～

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

日程第1 一般質問

○議長（後藤信八君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

最初に、久保山義明議員の一般質問を行います。久保山義明議員。

○2番（久保山義明君）（登壇）

皆さん、おはようございます。2番議員の久保山義明でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従い、3項目質問をさせていただきます。

その前にまず、早朝から傍聴にお越しの皆様にご心より感謝申し上げます。あさって、いよいよ衆議院選挙の投開票が実施されますが、投票と議会傍聴こそ住民自治への第一歩だと思っています。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

さて、今回初めての一般質問、トップバッターということを務めさせていただきます。今回の質問通告も随分と悩みましたけれども、12月議会、そして先ほど申し上げたような国政解散中であるという时期的なこと、また、トップバッターという立ち位置を考慮し、3項目に絞って質問をさせていただきます。

早速1項目め、平成25年度予算編成についてお尋ねいたします。

(1)国の予算編成が遅延することから受ける基山町の影響についてお示してください。

(2)平成25年度予算編成の上で、町長の施策上の重点項目は何かお示してください。

2項目め、役場別館の利活用についてお尋ねいたします。

この役場別館、いわゆる旧建設会社跡地について、約2年間放置されたままの状態から、ようやく11月の全員協議会で、初めてその利活用について明言されました。また、具体的な内容については、12月の全員協議会において説明するということでしたが、その内容は余りにも不明確であり、急遽質問事項に組み込ませていただきました。そこで、お尋ねいたします。

要旨の(1)最終的に特定の社会福祉法人の入居を決めた経緯をお示してください。

(2)住民説明、改修、移転などのスケジュールをお示してください。

(3) 地方自治法、基山町まちづくり基本条例、都市計画法等に抵触する可能性はないのかお尋ねいたします。

最後に3項目め、鳥栖・三養基地域ビジョンの答申を受けて質問いたします。

これは、5月8日の準備会を皮切りに、計12回の委員会を経て、中間報告なしに、先月末、最終報告をされました。このことは、広域連携というそれぞれの地域のあり方と、市町村合併という住民にとって非常に大きな取り組みの前哨戦ともとれるわけであります。

そこで、(1)この答申を受けて、町長の所感をお聞かせください。

(2)町民への情報の提供及び意思の確認方法についてお示しください。

(3)今後の動きについてお示しください。

以上で1回目の質問を終了いたします。御答弁のほどよろしく願いいたします。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）（登壇）**

おはようございます。

早速でございますけれども、久保山義明議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、平成25年度予算編成についてということで、(1)国の予算編成が遅延することから受ける基山町の影響ということでございます。

政府は、平成24年8月31日に、平成25年度から平成27年度にかけての中期財政フレームを閣議決定いたしました。その中では、財政運営戦略に定める基本ルールに沿い、地方の一般財源の総額については、平成23年度地方財政計画の水準を確保するとされ、各省予算要求を財務省に提出いたしております。

しかしながら、新内閣のもとで予算の再要求が実施される可能性もあり、例年予算案が1月の通常国会に提出され、3月までに成立するのが慣例となっておりますが、新年度にずれ込む懸念も言われております。そのよう状況になった場合の詳細な影響額等はわかりませんが、国の予算成立がおくれたことにより、補助事業の交付決定がおくれ、事業着工等のおくれなどの影響が出てくるものと考えております。

(2)の平成25年度予算編成の上での町長の政策状況の重点項目ということでございますが、基本的には、やはり財政としっかり向き合って、住みやすさの追求で、人口減少に歯どめをかけることとございます。

平成25年度の予算編成作業が始まったばかりでございますので、確定的なことは申し上げられませんが、ハード事業としましては、総合公園事業、事業途中であります城戸1号線、本桜城の上線、それから継続事業である基肄城水門改修事業、住宅リフォーム助成事業、それから新規事業として役場別館整備事業、庁舎・保健センター・町民会館、中学校の外壁診断ほか、橋梁などの長寿命化計画、中学校の一部教室へのエアコン設置などを考え、一方ソフト事業としましては、放課後児童クラブの対象を6年生までにするなど、さらに利用しやすくすることや、子どもの医療費助成制度において、平成24年4月より基山町独自の制度として、中学生の通院費までの助成を拡大しておりますが、引き続き実施をしております。また、新しく不妊治療に当たられている方への助成に取り組みたいと考えております。

しかしながら、財政上の問題もありますので、これらに優先順位をつけて検討してまいります。

また、図書館建設事業や循環バスの増便につきましても、平成25年度中の具体的な予算化に向けて、進めていきたいと考えております。

2項目め、役場別館の利活用についてということ、(1)社会福祉法人の入居を決めた経緯を示せということです。

これは、平成22年度末より関係係長で構成された利用検討プロジェクトチームで検討し、利用案を協議して、幾つかの案が提案され、出された案を担当する課が検討いたしましたが、一長一短ありまして絞り込む段階には進めませんでした。

その後、これを受けて、関係課長による検討会を実施いたしました。この第1回目に、利用方法について、利用検討プロジェクトチームでいろいろな案が出されているが、別館の利用については、人口増対策の促進並びに福祉施設の充実を考慮するという方向性を検討することといたしました。

7月6日の検討会において、旧役場跡地を人口増対策として活用するため、基山町社会福祉協議会を移転する必要がある。移転先として、役場別館を活用することを確認し、庁議においてもその方針を確認いたしました。

(2)住民説明、改修、移転などのスケジュールを示せということでございます。

全体的には、8月ぐらいから工事にかかりまして、10月ぐらいまでに工事を終了し、12月いっぱい社会福祉協議会の移転を完了する予定でございます。

また、2階部分の一部については、公共の用に供する部分になりますので、9月までには

公の施設設置条例の制定が必要になります。

なお、公共の用に供する部分については、事業の関係もありますので、ある程度の方向性を示しながら、条例策定前には町民の意見を伺いたいと考えております。

(3)の地方自治法、基山町まちづくり基本条例、都市計画法等に抵触する可能性はないかというお尋ねです。

役場別館の利活用については、他の法例等と同様に、地方自治法に沿ったものと考えております。基山町まちづくり基本条例に関しましては、問題はありません。都市計画法では、第一種低層住居専用地域内ですので、建築基準法では、事務所及び車庫は建設することができないことになっておりますが、同法第48条第1項ただし書きの規定による建築の許可が平成8年1月26日にあっており、事務所及び車庫としての使用は都市計画法等に抵触しないと思っております。

3項目めの鳥栖・三養基地域ビジョンの答申を受けてということです。

(1)答申を受けての町長の所感を示せというお尋ねです。

これにつきましては、各市町の長所、短所を洗い出し、1市3町の連携がこれからの地域力強化に必要だという方向性が出されておると思っております。国の基礎自治体への権限移譲の考え方の中に、事務事業によっては、一部の基礎自治体において、体制整備を進めたとしても、なおみずから担うことが難しい場合、複数の地方自治体間で協力し、担うことが、より効率的かつ質的向上にも資すると判断される場合があることが想定されます。こうした事情を危惧して、現行の事務配分を維持せざるを得ないと考えべきではなく、むしろ、広域的な連携の仕組みを積極的に活用することにより補完していくことを前提として、新たな事務配分を構築すべきであるとの考え方もあり、今後、さまざまな事務において連携の仕組みが構築されることを期待いたしております。

(2)町民への情報の提供及び意思の確認方法について示せということです。

鳥栖・三養基地域ビジョンについては、ホームページに掲載していますほか、概要版を全世帯に配布することとしています。

(3)今後の動きについて示せということです。

地域ビジョンに関しましては、今後11項目の連携事業の可能性について、企画担当部門で進行管理を図っていきます。また、副市長・副町長レベルでのこの地域のあり方を議論していく組織を立ち上げ、10から20年後という時間軸で、地域のあり方を議論する予定でございます。

ます。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

それでは、2回目以降は一問一答でさせていただきます。

まず、大変難しい言葉が羅列されて、聞かれておられる住民の方もどういうことなのか、非常に理解しがたい点もあると思います。要するに、概算要求はされたのですが、年末の解散でもあり、国の予算規模に関しては、まだ何も決まっていないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今、予算要求がされたという段階でとまっておりますので、おっしゃるとおりでございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

つまり、国の、いわゆるオールジャパンの予算総額が決まっていないということだと思っておりますけれども、3月の当初予算さえも、恐らく当初予算ですね。一番影響を受けるであろう交付額の見込みすら、恐らく立っていないという状況であると思われませんが、町としてこの緊急措置をどのようにお考えかお聞かせ願えますか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

このような事態になりますのが、平成6年になっております。そのとき、国のほうがどうしたかといいますと、暫定予算を組んで、医療費とかの最低限必要な分だけを暫定予算で組んで国が交付をしております。

うちのほうはどうかといいますと、交付税が4月に2億6,000万円ぐらい交付されるので、その分については若干影響があるかもしれませんが、全国的に言いますと、交付税が

全然交付されないということになりますと、各自治体、立ち行かない自治体もたくさんありますので、何らかの措置は国のほうもとると思います。

うちのほうを見ても、4月、3カ月ごとで四半期を区切りますと、第1期目につきましては、歳出の金額と地方税の金額がほぼ同額ですので、その点についてはそういうものと考えています。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ということは、基山町の当初予算も、当然ある程度絞り込んだ、かなりかための査定にせざるを得ないという状況なのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

先ほど申し上げた平成6年度の予算書なんかを見ますと、その前後の予算では特に変わったことはございませんでした。以上です。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ちょっと話は変わりますけれども、今選挙戦の真っ最中であります。発言には神経を使いますけれども、各政党のマニフェスト、重点施策、公約、呼び方はいろいろあるのですけれども、担当課長は見られたことはありますか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

余り多くて、はっきりどの党がどういうふうな党というのは認識をしておりませんけれども、補正を組むとかいろいろありますので、そうなったらちょっと忙しいなという認識はしています。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。



○2番（久保山義明君）

課長言われましたように、ちょっと私も今ここに幾つかの政党の公約集を持ってきたんですけれども、この場で掲示はやめておきます。ただ、新聞報道等で過半数がうわさされる政党の重点施策、公約集には、御存じだと思いますけれども、国土強靱化基本法案、また、減災・防災ニューディール政策といった言葉が記してあります。もし報道のような政権が誕生した場合には、どのようなことが考えられると思われませんか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

ちょっと認識しておりませんが、もし今の政権が提唱しております一般財源について、金額を継承するということを引き継いでいただければ、そうそう変化はないものと思います。以上です。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

私が何を言いたいのか、もうおわかりでしょうけれども、つまり、まず補正予算がかなり大がかりな数字で、予算でつけられるというふうに思われると。特に防災・減災予算ですね。これはまず実施される可能性が非常に高いというふうに私自身は思っております。国としても、とにかく秋までに、具体的に言うと10月ぐらいまでに経済成長率実質2%、名目で3%ですね。この引き上げをさせなければ、翌年の法案を通した消費税増税ができないわけです。つまり、4月、5月、6月、ここに最も早く効果があらわれる公共事業の投資がされる可能性があるわけなんです。ですから、学校や道路、老朽化した建物の改修など、優先順位を決めて、基山町内でもきちんと決めて、事業計画をお持ちなのか、いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

その件につきましては、もし大型の補正が組まれるようなことがありましたら、(2)で町長が先ほどお答えしましたように、外壁診断とか、ああいう事業を前倒しで実施したいと思っております。以上です。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

恐らくこの予算というのは、かなり争奪合戦になるというふうに思われます。確かに可能性の話しかできませんけれども、とにかく今やっておくべきことを各課の間で共有化していただいて前に拾うというか、これがある意味、自治体の強みでもあると思います。ぜひとも前向きに各課共有して取り組んでいただけますでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

久保山議員御指摘のように、やはりかなりこれから今度の政権、いろいろで変わってくるというふうに思っておりますので、それにもらみながら事業を進めていきたいということでございます。

交付税については、そう余計な、根本から覆るといようなことではなかろうかと思えます。それから、公共事業、これはやっぱり政策次第では随分と変わってくる部分もあろうかと思えますので、これも本当に見ながら、そして以前から言っておりますように、長寿命化、その辺の計画もやはり順序をつけて取り組んでいきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ぜひともよろしくお願いいたします。

次に、(2)の平成25年度重点施策についてお尋ねいたします。

答弁の中には、継続事業が数多く含まれていますけれども、新規事業として、役場別館整備、中学校への一部エアコンの導入、不妊治療の助成、図書館建設、循環バス増便といったところだと思いますけれども、結構今までと違って新規事業が随分加わっていますけれども、今まで町長がためておられた思いというのを一気に予算化すると、そういうところでよろしいでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

今までは、やはり合併しなくて、単独で行政をやっていくということで、しっかりと財政を固めていかなきゃいかんというような思いが非常に強うございました。そういうことからして、新しく、新しくというようなことは控えておりましたけれども、まあ、こういう非常に不透明な時代ではございますけれども、ある程度起債の返還なりのピークも過ぎたというような感じを持っておりますし、これからやっぱりある程度新規の事業にも取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

すごい力強いお言葉をいただきました。ついでとってはなんですけれども、以前の答弁で平成25年度から白坂久保田2号線、ここも動き出すといったような発言があったと思いますけれども、今回は触れられておりません。確認でお聞かせください。25年度から何らかの動き出しを行うということによろしいでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに前回の議会でも申し上げたと思いますけれども、25年度から一応懸案でございましたもので、これは住民の皆様方との説明もし、対話もしながら、了解を得ながら、私としては進めていきたいと。実施に進みたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

今、すごく町長が調子いいので、この際何でもお聞きしようかなと思っておりますけれども、オーガニック農業についても各懇談会で話をされていましたが、この取り組みについては、まだ予算化が至っていないということでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに、オーガニックというような言葉を農業委員会でもちょっと出したりもいたしましたし、私自身非常に関心のあるところでございます。

しかし、これは、実際にやるには、やっぱり農家の方の取り組み姿勢というか、お考えがあると思います。今のところ、このオーガニックを、基山町の農業の方に取り組んでいただきたいと、そういうことではなくて、一つの、やはりこれから先の農業を考える上では、よそと一緒にすることだけでは、やっぱり同じようなことになってしまうのではなからうか。なるだけ特色を持ったことに取り組んでくださいという思いが一つでございます。

それから、その一つのきっかけ、インパクトを与えるためには、そういう販売所を町が、あるいは農業者がという意味ではなくて、どこからかそういう事業所が出てきて、販売所でもできれば、また、それに対する理解も高まるのかなというような思いもあって、何度か私も口にしたことがございます。

**○議長（後藤信八君）**

久保山議員。

**○2番（久保山義明君）**

ありがとうございます。時間の関係もありますので、またこの件は予算委員会の際にも聞かせていただきますけれども、済みません、大事なことを1つ聞き忘れていました。

先ほどの答弁では、住みやすさの追求で人口減に歯どめをかけたいということでしたけれども、こういうソフト事業でその歯どめがかかるのか。つまり、住みたくても、なかなか住む場所さえないと。仕方なく近隣の市町へ住まざるを得ないという状況ではないのかなと考えます。私も何度も一般質問でもお聞きしております例えば50戸連檐とか、そういう制度への早期取り組み、こういったものを予算化するというのは視野に入っていないのでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）**

場所の確保、これはもう当然必要なことだと私も認識はしております。しかしながら、この前から議員の皆様方とも、県から来てもらって、出前講座的に来てもらって、勉強会をしましたように、なかなか難しい部分もございますので、そういうことはやっぱり1つずつ片づけて、前に進んでいきたいというふうには、私も思っております。そして、その前提としまして、今取り組んでおるのが、いわゆる福祉といいますか、住みやすさといいますか、

そういうことからの、それは前提になる問題だというふうに思っておりますので、今それをできるだけ充実させるように頑張っておるところです。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

済みません、ちょっと最後にもう1点だけ、日渡長野線の延伸ですね。これについて、予算化を求める請願が今議会で提出されております。もちろん付託された委員会が慎重審査をされるというふうに思いますけれども、これはある意味、地域住民の皆さんが、何と申しますか、行政は当てにならないと、議会が何とかしてくれと受けとめられるような内容となっております。これについて、どのようにお考えかお聞かせください。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

やはりこういう開発行為といいますか、そういうことをやるからには、本当に地元の住民の皆さんがどうお考えなのか、どの程度の方が本当にそれを思っているのかというような、特に地権者の方がどうかというような、その辺からスタートするべきだろうというふうに思っておりますので、そういうことで今までちょっと進まなかったという部分もございます。それから、道路をつくれればいいという問題だけでもないというような、そういうことも我々考えておりますので、ちょっと進まなかったという部分もあろうかと思っておりますけれども、やはりこれだけ住民の皆さん方が盛り上がられて、考えておられるということであれば、本当に調査費ぐらいのことは、まずそれをつけて調査をしながら、その先はまた進めていかなければいかんと思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

この問題も、非常に170名を超えるような方からの署名を受けた請願でありますので、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思って、次に移ります。

2項目め、役場別館についてお尋ねいたします。

まず、確認ですけれども、先日の全員協議会で曖昧だった所管課、これはどこでしょうか。

○議長（後藤信八君）

ちょっと久保山議員、先ほどの請願の話は、まだ付託は決まっておきませんので、発言には御注意ください。あとは、それでいいです。

今の、小森町長。

○町長（小森純一君）

役場別館の利用につきましては、それぞれの課がかかわっているということで、そういう協議をしてきたわけでございますけれども、ひとつその窓口といいますか、まとめる部署としましては、企画課が窓口になるということでございます。

○2番（久保山義明君）

企画政策課が窓口になるということ……この間お聞きしたときに、私「健康福祉課でよろしいでしょうか」と言ったら、「はい、そうです」というふうなお答えだったと思うのですが、それでなくても財政課かなと思ったのですが、それでは、ちょっと役場別館……ちょっと改めて聞きます。全館を社協に委託する、これでよろしいでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

全館といいますと、ちょっと広過ぎるもので、考え方としては、基本的には事務所的なところは、1階の部分は事務所で使うということで、2階のところは少し広い講堂みたいなところがありますので、ここについては町の事業の中で、前から申し上げましたとおり、世代間交流ということで、そこで町のほうが委託して社協の事業をやっていただきたいと思っております。残りの部分につきましては、社協の事業でも使えますけれども、それ以外のときはあく場合がありますので、これについては、公共の用に供する施設ということで、公の施設の条例をつくりまして、住民の方に利用していただけたらと考えております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

以前の本会議でもお聞きしましたがけれども、社協の中には、シルバー人材センター、日赤の基山支部が同居しています。これは、以前の答弁で、指定管理者であれば可能かもしれま

せんという答弁を財政課長がされたと思っておりますけれども、これで全館委託……全館委託ですよ。で、問題はないでしょうか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

あのときお答えしたのは、シルバー人材センターが単体で事業を行っているものという認識でありましたので、ああいうお答えをいたしましたけれども、社協がシルバーの事業をしているということでしたので、問題はないと思います。以上です。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ただ、シルバー人材センターも、公益財団か何かのシルバー人材センターのやつを社協がしているんですよ。日赤も、日赤の事業を社協がやっているということではないんですか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

日赤については、ちょっと認識がありませんけれども、シルバーは独立したものではなくて、社協がうちの場合は事業を実施しているということでございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

そういうふうにお答えされるということは、まあ、そうなのでしょう。先ほどの1項目めで、予算編成において役場別館も上がっておりましたけれども、これ概算で幾らぐらい改修予算といいますか上がっているのでしょうか。可能であればお答えください。

○議長（後藤信八君）

答えられますか。小森町長。

○町長（小森純一君）

この前の全員協議会のときにも、ちょっと曖昧だというお叱りを受けたのですが、今その使用方法、内容、その辺を検討中でございますので、はっきりしたところの金額まで

は、まだ出しておりません。どうセパレートするかというような、その辺の問題もございませので、これからちょっと急いでまた検討していきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

では、年間の維持費、この算定もまだ全然できていないということですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

はい、申しわけございませんけれども、そこまではまだ……では、社協を今の場所に置いたときにどうなのか、それで今度ここに移したときにどうなのか、それに付随することをやっていったときに、どの程度またプラスアルファが出てくるのか、その辺のところはちゃんと精査しなければいかんと思いますけれども、まだそれまでには至っておりません。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

では、こちらが社協にお願いするというふうな形になっていると思うのですがけれども、これは使用料を含めて、どのように対処される御予定でしょうか。全額減免でしょうか、その維持費も含めて、水道光熱費も含めて。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

基本的なことを言いますと、福祉の事業を、社協をあそこに持って行って、あそこで福祉の事業をするということですので、使用料については免除をいたしたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ある意味、社協の方にとってはすごいプレッシャーにならないかなと、そこが心配なんですよね。当然、その移転されて、あれだけ大きな建物を使われるということになると、当然



住民の方から見れば、費用対効果ということも検証にされるのではないかなど。これは、会長でもある町長は、事務局との協議、コンセンサスも含めて、十分行った結果と見てよろしいでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

その辺のところは、やはり打ち合わせをしなければいかんということで、私も直接でございますし、また、健康福祉課を通じて、いろいろと社協職員とはお話をしてきた経緯がございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

わかりました。とにかくなぜ社協だったのかということは、十分に住民に対しても説明責任を果たしていただく必要があると考えますので、十分にお含みください。

次の(2)ですね。(2)は1点だけ確認させていただきます。公の施設としても使用されるということでしたけれども、町長は、全員協議会で佐賀市のアイスクエアビル、恐らく市民活動センターでしょうけれども、視察をされたというふうに言われました。ということは、市民活動にも開放する、町民会館と同じように、22時ぐらいまでは開館するといった方針でよろしいでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

その件に関しましては、2階の部分の利用を庁内でも議論したときに、佐賀市のエスプラッツですか、ああいうところも、アイスクエアビルですかね。そこもいわゆる市民団体が事務所的な機能として利用するようになっておりまして、非常に便利に使っておいりましたので、そういうことも検討の材料にすべきかと考えております。障害者の方も、そういう居場所が欲しいとか、社協の中でもいろんな団体がそこを利用されているということを知っておりますので、そういうことに関しましては、そこに先ほど回答いたしましたとおり、住民の意見を聞きながら、そういうことをどうするかということは、今後考えていきたいと考えており

ます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

そうですね。協働のまちづくりを一貫して町長は進められてこられましたので、今恐らく必要なのは、こういった市民活動、いわゆるC S Oのセクターですね。これが、この場所、この建物を活用して促進させるのだという意気込みも重要になってくるかと思えますけれども、そうですね。ただ、先ほどの答弁を聞いていますと、社協に近いところが優先で借りられるとか、そういうことはないですよ。かなりオープンでされるということでよろしいですね。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

それはもちろん、社協に近い方だけが利用できるというのではなく、そういう話を聞いておりますので、そういうことも含めて、それ以外の方も利用できるようなことを、やっぱり住民の意見を聞きながら、検討したいと思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

わかりました。それでは、次の(3)に移ります。

先ほどの答弁では、当然のことながら、各種法律、条例には抵触をしないということなので安心しましたけれども、どうもなんか歯切れが悪いような答弁だったと思います。「何々と考えております」「抵触しないと思っております」、まちづくり基本条例に関しては、きっぱりと「問題はありません」とお答えになっていますけれども、何か不安要素があるのかなというふうに思ってしまうかもしれませんが、町長、改めて、「何ら問題はありません」ときっぱりとお答えになられませんか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私もその、それぞれの自治法なり、都市計画法というようなことを詳しく知っているわけではございませんけれども、担当課と話す中では、問題はないというようなことを聞いております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

では、まず、地方自治法、これ御存じの244の項ですけれども、まず改めてお聞きします。ここに記載されている重要な公の施設には該当しないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

公の施設といいますのは、住民一般が利用する施設ですので、先ほどからお答えしておりますように、2階の一部がその部分に当たりますけれども、議会の議決の3分の2が必要になるような重要な施設とは認識しておりません。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ちょっとその3分の2の議決が必要なのは、恐らく、長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会の3分の2の承認が要るのではないのでしょうか。ちょっと確認しておきます。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

重要な施設は、条例で定めて、重要な施設というのを規定するようになっていきますので、条例で3分の2が必要であると、議決が必要であるというような条例をつくるべき重要な施設とは認識をしていないということでございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ただ、私的にいくと、やっぱり長期かつ独占的に利用すること、一応庁議の中で決定されたわけですね。これ、何でその指定管理者という方法を選ばれなかったのか、これをお聞きします。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

指定管理者の制度につきましては、公共財産の施設を社会福祉協議会に使用させるということで行っておりますので、させることを目的といたしておりますので、指定管理者制度には適用はないと思っております。ただ、先ほど適用させる部分につきましては、公の施設については、町民平等に使用させることとなりますので、もしそこが指定管理者制度を取り入れるならば、その部分は考えられる部分になると思います。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

要するに、指定管理者にすると、公募にしなければいけないということなんでしょうけれども……違う。

○議長（後藤信八君）

ちょっと確認してください。小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

先ほども言いましたように、あそこの建物全体を、町民一般に平等に使わせる施設としては考えておりませんので。福祉の施設として、社会福祉協議会をあそこに入れるということが目的になっておりますので、指定管理者制度を適用するのは、公の施設で一般町民に平等に使わせる部分についての管理運営については、指定管理者制度を適用になると思います。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

基山町まちづくり基本条例に関しては、全く問題ないということでしたけれども、町長は事あるごとに「町民の意見を」とよく言われますけれども、これに関して、まちづくり基本条例を生かした立案だったのか、ここを確認させてください。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

これは、購入しまして、時間も随分たったというところでございますけれども、その間にこれは公募してどうこうということではございませんけれども、住民の皆さんからも御意見等もいただきました。提案等もいただきまして、その中身はやっぱり合宿所とか、何とかという問題がございました。それから、文化施設というようなこともありました。あるいはまた、CSO、NPOの拠点というような、そういう考え方の提案もいただきました。そういうことからして、その中で選択すると。それから、社協というような一つの前提もございまして、そうした中で、いろいろ庁内で検討したということでございますので、特にこれまでに公募で使用方法をお尋ねするとかということはいたしておりません。ただ、これからさっき本当に、あとその一部の部分でございますけれども、そこを公共の場というような形で使っていくときには、やはり先ほど答えましたように、それなりの皆さん方の御意見も聞きながら、取り入れながら、条例なりもつくっていきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

基山町まちづくり基本条例の13条の2の項に、「町は、まちづくりにあたり、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民が参加しやすい制度の整備に努めなければならない」という項がありますけれども、これにも抵触はしないというお考えかと思えます。

都市計画法について、お尋ねいたします。

答弁にもありましたように、この場所は、第一種低層住居専用地域であります。基山町の場合、今用途区分というのは、恐らく12に分かれていると思えますけれども、その12の中でも最も規制が厳しい場所であります。これ、ちょっと答弁を聞いていると、建築許可を県が出しているから大丈夫なんじゃないかと聞こえてしまいますけれども、確かにただし書きには、画一的な規制を補完するものであるという条文があると思えます。ただ、公共の建物の場合、「小規模な」とわざわざ補足があります。私の認識では、その小規模というのはおおむね600平米以下と認識しておりますけれども、この建物は延べで929.18平米、それでも問題は無いということでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

この建物につきましては、議員もお調べになっているかと思えますけれども、建築基準法の第48条のただし書きによりまして、町長の答弁にありましたように、平成8年1月26日で許可を得ております。これにつきましては、その地域の方の公聴会、そういったものも県のほうでされて許可を受けられております。それを町が購入いたしましたので、その後に事務所及び車庫として使用する分に関しましては、問題はないと思っております。

ただ、今後の建物の増改築ですね。そういったものがございますので、そのあたりは県のほうと協議をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ありがとうございます。問題はないほうがいいんです。ただ、改修費を注ぎ込んで、実はやっぱりだめでしたと言われると、もう目も当てられないわけですよね。ですから、私はここで議会の責任として聞いております。

先ほどから、県のほうがあそこに建てられたときに、恐らく会社の事業所としての公聴会だったと思います。今回、用途変更するわけですよね。いわゆる使用の目的を変更するわけです。ということだと、やっぱり少なくとも意見交換会とか、パブコメというレベルではなくて、もっと真摯な態度で地域住民の方への説明というのが必要になってくるのではないかと思いますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

ただいま申し上げましたのは、建築基準法の第48条ですね。しかし、その中に意見の聴取等を要しないという案件が、建築基準法の施行令第130条ですね。そこに、先ほど申し上げました建物の面積の増築ですね。そういったものがない場合には、公聴会等は要しないという条文がございますので、それに基づいてやっていきたいと思えますし、今までの中の地域住民の方、そういう方々に大きな影響があるというふうには思っておりません。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

いや、私が言っているのは、要するに条文がこうだからこうという決まりではなくて、要するに2年間放置状態だったわけですよ。地域住民の方は特に不安だったと思います。その間、何も手をつけられないまま過ごされたということは。ですから、行政側の気持ちとして、きちんとやっぱり地域住民の方に説明する必要があるんじゃないかということをお願いしているわけです。

もうほとんど時間もありませんので、幾つかかいつまんで、次の3項目めに移ります。

地域ビジョンの件ですけれども、町長はその答弁の中で、権限移譲の文言を引用されていました。また、その事務手続における連携強化を示唆されている内容だと思っておりますけれども、そこでお尋ねします。先ほど、町長の答弁からすると、地域ビジョンですね。全部のやつです。73ページに連携パターンの表がありますけれども、これの機関等の共同設置、ここを目指すような答弁だったんですけれども、確認です。それでよろしいでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

連携の可能性について書いておりますんで、これにつきましては、今月21日ぐらいから、これらの実施について、管理していく場所として、企画担当課長レベルの会を設けて、そこで協議をしていく予定にしております。以上です。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

いや、私がお聞きしているのは、この連携パターンの中で、機関等の共同設置、町長の答弁から聞くと、ここを目指されているのではないのでしょうかということをお聞きしていますけれども、そうではないと。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

そのことは、今回の連携の中では、まだそういうものを目指すということにはなっておりません。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

私は、せっかく連携して、この資料を見ると、何か今までのデータを集めたというイメージしかなかったわけです。特にこのダイジェスト版のほうはですね。ですから、私はここからが本当のスタートだと思っていますので、ぜひそういった具体的な話も進めていってほしいと思います。

それに関連して、(2)の町民への情報提供の分ですけれども、正直この答弁をお聞きして、非常にがっかりいたしました。ホームページに載せていますダイジェスト版を全戸に配布します。せめてこの町民にとって、非常に大事な、大切な、関心の高いことなので、できるだけ町としても説明はしていきたいと。出前講座なんかを利用して、説明機会を自分たちに与えてほしいというぐらいの答弁が、何でできなかったのかなと思いますけれども、担当課長、いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

それにつきましては、まさしく議員おっしゃるとおりでございます、出前講座とかあれば、我々としても出向いて、御説明をしたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

最後に副町長にお尋ねいたします。今後は、副市長、副町長レベルで、非常に大切な議論が交わされると思いますけれども、どのようなお気持ちで臨まれるのか、お聞かせください。

また、その際、もちろん政治家として取り組まれるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（後藤信八君）

田代副町長。

○副町長（田代正好君）



今度、来年4月ぐらいになろうかと思えますけれども、副市長、副町長レベルでの議論の場を、組織を立ち上げまして、地域のあり方を議論することになっております。それで、具体的に何を議論するかというのは、まだ全然決まっていない状況でして、10年から20年後の時間軸で、この地域、どのようなあり方がいいのかというのを議論しますよということだけになっております。

その中には、将来像をもう1回見据えて、どういう連携、事業の連携もありましょうし、基盤ですね。自治体の基盤等についての連携のあり方、そういうことについての具体的に議論をしていく場になっていくのではないかと考えておりますので、その部分については、町長ともしっかりと意思疎通を図りながら対応していきたいと考えております。

あと、政治家の考えでいくのかということですが、私としましては、あくまでも町長の考えに従って、その意向に沿って動きたいというふうに考えているところでございます。

**○議長（後藤信八君）**

久保山議員。

**○2番（久保山義明君）**

いよいよ時間がなくなってきましたけれども、鳥栖市の民間5団体で設立された、佐賀県東部地域合併協議会設立準備会、この会とは別に、来年度には1市3町の若い住民を対象とした佐賀東部次世代未来塾というのが設立される予定というふうにお聞きしています。住民の合併に対する機運と、現在の行政の思惑にはちょっと隔たりがあるのかなと考えますし、また、この準備会の中においても、かなりそれぞれの考え方に大きな開きがあるというふうになっております。ですから、ぜひともこの先ほども私お願いしたように、非常に住民にとっては関心の高い項目であります。真摯に受けとめていただいて、できる限り、ここに載せているから、自分たちで勝手に見てくださいではなくて、できるだけ住民のほうに出向いていただいて、また、住民の意向をお聞きになって、取り組んでいただきたいというふうにお聞きしながら、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

**○議長（後藤信八君）**

以上で久保山義明議員の一般質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩します。

～午前10時00分 休憩～

～午前10時10分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開し、次に、大山勝代議員の一般質問を行います。大山勝代議員。

○8番（大山勝代君）（登壇）

皆さん、おはようございます。8番議員の大山勝代です。今回は、2項目について、執行部に回答をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

1項目めは、これからそれぞれの家庭が太陽光発電のパネル設置をしようとするとき、基山町として、その助成事業の推進をしていただけないかということです。そして、公共施設での太陽光システムの積極的な導入を図ったらどうかという2点、大きなところは2点です。

私は3年前の9月議会で、太陽光パネルの設置の補助ができないかの質問をしました。同僚議員も何回かこれについてはされていますが、執行部は考えていませんとの回答でした。

しかし、御承知のように、昨年3月の東日本大震災で東京電力福島原子力発電所が大きな破壊を受け、再生不可能になりました。また、全国各地の原発もほとんどが今停止しています。そして、この原発の安全神話が崩れ、原発に頼らず、これからの電力をどう賄っていくのが国民的な課題になっています。

そこで、再生可能なクリーンエネルギーとして太陽光発電がクローズアップされているわけですが、私たち国民もまた、自治体も、国と一緒にどう転換していくかが問われています。そこで、5つについて質問します。

1、福島原発事故後の代替エネルギーとしての太陽光発電の普及を、町としてどう考えられますか。

2、全国、佐賀県、また、佐賀県の各自治体、20市町ですね。それぞれの補助の状況を示してください。

3、基山小学校の太陽光発電の内容を示してください。

4、基山庁舎など公共施設に太陽光パネルを設置して推進していく、促進していくお考えはありませんか。

5、今から新たに設置しようと考えている家庭に、基山町として助成をする考えはありませんか。以上、お伺ひします。

2項目めです。ここにありますが、基山町次世代育成支援対策後期行動計画についてです。今の時点での主な事業の到達点と、今後の施策の充実、拡大について、説明をしてください。

私は議員になって6年足らずの間ですが、その間、総務文教、厚生産業常任委員会で先進

地視察に行かせていただきました。その中で、各地の子育て支援の施策を勉強してきました。そこで、まとめた私の感想ですが、基山町の子育て支援策は、私の狭い範囲で知る限り、ほかの自治体と比べたとき、比較的充実しているのではないかと思います。義務教育終了まで医療費は無料になったし、学童保育も整備されています。隣の鳥栖市に住む知り合いの女性に、基山町の医療費の助成のことを話すとびっくりされます。余り知られていません。基山町はいいですねとうらやましがられます。

そこで、この平成22年3月に出された後期計画の主な事業の現在の到達点と、さらなる充実のための取り組みは、どんなことが考えられるかお伺いします。

これで1回目の質問を終わります。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）（登壇）**

それでは、大山勝代議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目め、太陽光発電設置の助成ということでございます。

(1)東日本大震災福島原発事故後の代替エネルギーとしての太陽光発電普及をどう考えているかということでございますけれども、太陽光発電は、二酸化炭素や有害な排気ガスを発生させないクリーンなエネルギーであり、一般家庭でも導入できることから、個人がみずからの意思で進められる環境保全への取り組みとして、有力な手段だと考えております。

(2)の全国、佐賀県、佐賀県各自治体の補助の状況を示せということです。

まず、国の補助制度でございますが、設置するシステム1キロワット当たりの経費が3.5万円から47.5万円の場合は、1キロワット当たりの補助金が3.5万円ということです。それから、47.5万円から55万円の場合は3万円ということでございます。

それから、県が実施する太陽光発電の補助金制度は、佐賀県住宅用太陽光発電導入促進事業補助金ということでございますが、これは1キロワット当たり2.5万円、上限額が10万円となっております。

それから、市町が実施する太陽光発電の補助金制度でございますが、まず、鳥栖市が1キロワット当たり1万5,000円、上限額は6万円でございます。神埼市が対象工事の7.5%、これは最大50万円となっております。上峰町が1キロワット当たり2万円、上限額8万円。佐賀市が1キロワット当たり3万円、上限額10万円。嬉野市が1キロワット当たり3万円、

上限額10万円。武雄市、1キロワット当たり2万円、上限額5万円。鹿島市が1キロワット当たり3万円で、上限額が10万円でございます。小城市が1キロワット当たり3万円で、上限額10万円となっております。それから、江北町が1キロワット当たり5万円、上限額20万円です。白石町が1キロワット当たり3万円で、上限額10万円です。有田町が1キロワット当たり2万円で、上限額8万円でございます。

(3)の、これも私のほうからとりあえずはお答えさせていただきます。

基山小学校の太陽光発電の内容を示せということでございますが、基山小学校の太陽光発電については、環境を考慮したエコスクールとして建設することで、地球温暖化対策に貢献するだけでなく、太陽光発電を教材として活用し、児童の環境意識の向上を図るため設置をいたしております。

また、発電設備の出力は、30キロワットであり、発電した電力は、校舎、給食センター、体育館で消費をしております。余剰電力は九州電力に売電しております。

それから、(4)庁舎等公共施設の太陽光発電促進の考えはないかということですが、現在のところは、太陽光発電の導入計画はございません。

(5)個人が新しく設置するときの助成の考えはないかということですが、これも現在のところ考えてはおりません。

2の、子育て支援策のさらなる拡大、拡充をとということで、平成22年度に作成した基山町次世代育成支援対策後期行動計画について、主な事業の現在の到達点と今後の取り組みを示せというお尋ねです。

放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブは、計画期間において取り組む事業として、ひまわり、コスモス教室の新築・改修による分割を機に、平成22年4月より対象学年を4年生まで拡大し、19時までの延長保育を開始し、教室規模の適正化とサービスの提供体制の整備を図っております。

保育サービスにつきましては、延長保育、病後児保育及び一時預かり事業を引き続き実施するとともに、平成24年度から保育料の見直しを行い、階層区分の適正化による保護者負担の軽減を図っております。

次に、きやま子育て交流広場につきましては、平成22年4月に実施場所を旧基山町役場から保健センター2階に移し、保健師、栄養士等専門職による育児相談体制の充実と利用者の利便性の向上を図りました。

乳児健診、乳児相談、育児教室等については、継続して実施し、平成19年より取り組んでいる2カ月児相談、3カ月児児童家庭訪問は、産後うつ予防や育児不安を軽減するとともに、児童虐待の未然防止や早期発見にも効果を上げております。

食育の推進としまして、平成23年3月に食生活を見直し、健康で心豊かな人間性を育むとともに、次代を担う子供たちが心身ともに健やかに成長することを目的とした、基山町食育推進基本計画を策定しました。

いじめ、虐待、不登校等、児童・生徒のさまざまな悩みに対するスクールカウンセラーによる相談体制の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカーの活用による学校と家庭、児童福祉関連機関との連携強化を図りました。

今後の取り組みとしましては、ニーズ調査に基づき、対象学年の拡大と学校休業日における開始時間を早めることについては、今議会へ条例改正案を上程いたしており、平成25年度からの実施に向けて準備を進めておるところでございます。以上でございます。

**○議長（後藤信八君）**

大山議員。

**○8番（大山勝代君）**

ありがとうございました。それでは、再質問に移ります。

太陽光発電についてです。今、町を歩くと、各家の屋根に太陽光パネルがつけられているのを以前よりも多く見かけるようになりました。震災以降、私たちの意識がより安全な電力をと考えているからではないでしょうか。

また、話に聞くと、以前よりもパネルが改良されて、価格的にも設置しやすくなったのではないかと思います。回答では、太陽光発電は有力な手段と言われましたが、やはり少しふえたとはいえ、個人が何百万円も費用を捻出してパネルを設置するとなると、難しい問題があります。補助は考えていないと言われましたが、町としてその太陽光パネルの普及については、どうお考えでしょうか、町長。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）**

先ほども申しましたように、これはやっぱりクリーンなエネルギーというようなことでもございますし、自分の意思でそれが進められるというようなことでもございますので、エネル

ギーとしてはいいものだというふうには考えております。だけれども、以前にも申し上げましたんですけれども、町としては、エネルギーというような捉え方、いわゆる社会的な捉え方からすれば、そういうことをございますけれども、もう一面は生活の補助、補助的な、そういうふうな考え方もあろうかと。両方の面があろうかとは思いますが、現在のところ、ほかのことを先行させて、この太陽光発電ということには補助はいたしていないということをございます。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

普及はしたほうがいいわけですね、もちろんですね、はい。

2つ目ですが、先ほどの回答で、佐賀県20市町の中で、一つ一つ詳しく回答いただきましたが、まとめると、10市ある中で7市、それから10町ある中で4町が補助を行っていると思います。3年前、私が質問したときと比べたら、その間、よその市町では積極的に導入事業を進めていらっしゃる。それが流れかなって思いながら、半数以上の自治体がもう既に実施をしている。もちろん佐賀県も、国も、普及のために後押しをする。そのことについて、基山町が、私はこのことについては立ちおけていると思いますが、町長、いかがですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに数字の上からしましても、よそにおくれているといたしますか、11の中に入っていないということをございます。これは、ちょっとこの面に関しては、よそが先行だということだと思います。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

東部地区では基山と、みやき町と吉野ヶ里町なんですよ。あとはもう全部しているということでいくなら、その流れと一緒に乗ってほしいというのが希望としてあります。

例えば、国と県、それから自治体がですね、基山町がもし補助を出したとしたときに、一般的な4人家族、それから4から5キロワットぐらいの出力のパネルをつけるとしたときに、

今どの程度の費用が、補助を含めて、補助を差し引いて、個人がそれ……細かいところはいろいろ違いますから、一概には言えませんけれども、そういう試算が、もし担当課でされているのならばお伺いしたいと思います。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今、そういう試算は、現在のところ行ってはおりません。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

今回質問するに当たって、知っているところに教えていただいたりして、以前よりも少し費用が少なくて済むのだったら、私自身、生きとる間に元が取れるかなというのを思って、今私はつけていませんが、その気持ちはとても強いのです。そういう強い気持ちの、ある程度の高齢の家の方も考えていらっしゃるのではないかなと思いますので、機会があったら、このサンプルを幾つか出していただいて、補助があるときとないときの試算をしていただければなお願いたいと思います。年金も減らされるし、消費税も上がるかもしれない。もう生活は苦しいけど、しかしその中で設置のための費用を出して、何年後かに元が取れるのが各家庭としては知りたいところです。

そして、何回も言うようですが、自治体がそれに対して補助をしてくれれば、設置に対して、私みたいな者が弾みがつくと思いますので、ここを何回もしつこく聞くのはやめて、先に進みます。最後に、それはもう一度。

先ほど、7市4町の中で、6市町が大体1キロワット3万円で上限10万円というのは割と多いです。それをもとに基山町が実施すると、住宅リフォーム制度がああいう好評な中で、今実施されていますが、例えば大まかな補助額を先に決めて、年間何件、合併浄化槽と同じような形であれば、その町の負担としては、そんな大きいものにはならないと思いますが、済みません、もう一度そこはどうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今議員おっしゃいました、住宅リフォームの件でございますけれども、先ほど町長が申された神崎市におきましては、ちょっとほかの1キロワットの金額と若干違ったというふうに理解しています。神崎市におきましては、先ほど町長が申されました対象工事の7.5%、最大50万円ということで、よその市町とは若干違うと思います。内容につきましては、神崎市におきましては、住宅リフォームの、まず基本の助成額、限度額が県のほうから20万円、それから加算の分につきましては20万円というところで、神崎市においては、その後、市独自で限度額10万円ということで、合計で50万円ということで、通常、住宅リフォームの件につきましては、太陽光発電は除かれますけれども、神崎市においては、この太陽光発電の設置を、市の単独費で組もうというところで、7.5%と10万円ということで、神崎市においては、そういうふうに住宅リフォームの中に太陽光発電を入れましょうというのが、この要項に出ているかと思えます。

**○議長（後藤信八君）**

大山議員。

**○8番（大山勝代君）**

私も、神崎市のそのときのリフォームの中身を見て、あっ、これだったら基山もしてもらえればと思ったことでした。でも、そこはちょっと先にいきます。

昨年の9月議会だったと思いますが、同僚議員の一般質問で、新エネルギーとして基山町は今後何を推進したらいいと考えられるかとの質問で、町長はそのときも太陽光発電だと回答されています。それならば、本当にしつこいですが、今こそその推進を考えられませんか。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）**

以前、私どういう場面でどういう尋ね方をされて、答えをしたかというのは、ちょっと私も覚えていませんのですけれども、確かに基山町で考えられる新エネルギーとしては、水力とかいろいろございませぬから、やっぱりこの太陽光というのは非常に有効な手段だというふうには、今も思っているということでございます。

だからといって、それではすぐこれを助成すると。その助成してどうなのか、当然それだけの効果はあるとは思いますが、果たしてそれがどの程度、何年でペイできるのかとか、いろんなことも検討してやっていかなければいかんと思えます。そういうことでござ



いますので、担当課とももう少し勉強をさせて、その辺のところも考えていきたいなとは思いますが、ここで今すぐ、「はい、します」というようなことではございません。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

やっぱりしつこく聞くがいいですね。

先ほどの久保山議員の一般質問の中のやりとりの中で、新しく幾つか言われたので、私もびっくりして聞いていたのですが、今の発言、今の回答も前向きだったなと捉えています。期待しています。

今回、この質問をするに当たって、基山小の太陽光システムを見に行かせていただきました。設置されているとは知っていたのですが、多分南側だよなと思いながら、今まで余り意識して見ていませんでしたので、どこにあるのか、こう見てもわかりません。で、少し高いところに上って、上からこう見たらわかるんですね。それを見せてもらいまして、ああ、ここにこんな形であるのかって。そして、先ほどおっしゃった、30キロワットということでした。そうしたら、家庭用が大体一般的に4キロワットから5キロワットぐらい。そうしたら、30キロワットと云ったら、余りスペース的に広くはないのだな、容量は大きくないのだなというのを思いながら見ましたが、前の話になって申しわけありませんが、校舎新築の際に、どういう根拠で30キロワットのパネルをつけようと考えられたのか、その過程と云いますか、その根拠が今わかりますか。説明できますか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

済みません、その根拠につきましては、明確には私も引き継ぎを受けておりません。ただ、やはり小学校の建築したときの南側の斜面に向ける屋根の面積とか、そういったところもあったのかなというふうに思います。ただ、補助金をもらってしておりますので、そのときのいろいろな基準があったかもしれません。ちょっと明確にはお答えできません。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

やっぱり補助があったわけですね。その国の補助なりが、建設費の中のこの設備費がどの程度の金額かわかりますか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

小学校の全体の建設の金額はちょっとわかりませんが、この太陽光発電の補助金の申請の金額、3,097万円で申請をしております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

これは国ですね。国だけですか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

財団法人九州地域産業活性化センターというところに申請をしております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

この3,097万円は設備費全体の額ですか、それとも町が設備費の中で3,097万円を引いたものを出したのですか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

これはあくまで太陽光発電の設置金額で、その分が3,097万円ということで申請をしているということでございます。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

全額ということでもいいわけですね。はい、わかりました。

そうしたら、基山小で今つくり出した電力を消費して、また、先ほど余剰電力は売電しているとおっしゃいましたが、具体的な、大まかでいいですが、数字がわかりますか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

年間でこの太陽光発電が発電した電力は3万4,132キロワット、これは平成23年度です。3万4,000キロワットアワー程度発電をしております。そのうち、売電になったのが900キロワットアワーで、金額的には2万1,600円程度と、これが平成23年度の実績ということでございます。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

先ほど、30キロワットのパネルが据えつけられたということで、もしそのときに50なり60なりの容量をもしつけたとしたら、今の数字からすると、また違う数字、売電の数字もふえてくるわけですね。その辺の、先ほど私が聞いた根拠ですね、そこがつながるかなと思って質問しました。

たんぼぼ保育園が容量10キロワットで設置されていることは御承知ですよ。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

ちょっと私、そこまで詳しくは知っておりません。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

これも、下から見ると設置されているかどうかは全くわかりません。よっぽど高いところに上がって屋根を見なければ、赤い屋根に、上に乗っていますが、で、私が気づいたのは、門の前を通ったときに、パネルが門の横にあったんですよ。太陽光パネルがこういう形で、助成がどういうことをつけていますという書き方をしてありました。だから、ああ、そうなんだと思って、たんぼぼに教えに行かせてもらいました。

そうしたら、10キロワットですから、総額が680万円、いろんな補助、国・県、それから幾つかの補助を受けて、たんぼぼとしては129万円出して、そして今3年ぐらいたつそうですが、園で電力を使用しながら、売電もして行って、それは割と大きな額になっているんですね。元を6年で取るつもりで計算しとったら、どうも8年ぐらいかかりそうだとおっしゃいましたけれども、今の基山小、その規模は全く違いますけれども、先ほど言われた数字と、あとその8年で元を取るという、そのところとの何か違いが、今私はなぜなのかなと思いつながら質問しています。

そこで、たんぼぼにパネルがつけられているのならば、基山保育園にもできないのかなど。その辺は補助の関係で難しいと思いますが、そういう考えられたことはありませんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

太陽光発電単独で設置等は考えておりませんが、基山保育園のほうの全体の改修の中も含めて、そういう部分は検討はしていきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

わかりました。

先日、厚生産業常任委員会の視察で、福島県の新地町、基山よりも小さな町でした。行かせてもらいました。震災の被災が御多分に漏れず大きかったところです。しかし、庁舎は無事で、避難所にもなったということでした。この庁舎は平成14年に新築されて、ガラス張りの、外観も中もとっても明るくて、徹底した省エネがなされていました。そして、現在は、新地町は全小・中学校に太陽光発電が設置されているそうです。このように、自治体が公共施設に積極的に代替エネルギーとして太陽光を取り入れています。基山町もその方向で進むように、今全体的な流れとしては求められていると思いますが、いかがですか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

太陽光発電につきましては、書類的には残っておりませんが、実を言いますと、庁舎を建てるときにも太陽光発電を、パネルを載せるかという計画は一応検討はされています。その当時、何億円かかるといって、見送りになって現在に至っているわけですが、ここ最近、何年か太陽光発電が普及をしまして、公共施設の屋根貸しとか、公有地ですね。市とか県が保有している土地に太陽光発電を、その部分を貸して、民間がするというようなことがちょっとはやっていますけれども、その状況を見たときに、20年間屋根を貸すとか、その間補修がないものとか、いう条件があります。基山町を見た場合に、そういう20年間補修をせずにできる屋根があるとか、20年間使い道が何も決まっていなくて遊んでいる土地が、町有地があるかどうかということを検討した場合につきましては、それを探するのはちょっと難しい状況ですので、今のところは現在の状況でそれをやるのは難しい状況であると思います。以上です。

**○議長（後藤信八君）**

大山議員。

**○8番（大山勝代君）**

条件とかいろいろ難しい問題があるかと思いますが、今の回答のように、積極的な方向で検討していただきたいとお願いしたいと思います。

最後ですが、自分の家の屋根につけたとき、少しでも町の補助があればと思うのが、今私も含めて、町民の多くの方がそう思われていると思います。先ほども言いましたが、住宅リフォーム制度では大きな経済効果がありました。この補助も効果大だと思いますので、ぜひ検討課題に入れてほしいと思います。

今回は前向きな回答、少し前向きでありましたが、何回も、最後に言いますが、佐賀県で11市町補助を出しています。基山町は財政が赤字で財源がないというわけではありませんよね。これから検討されることを期待して、次の項目に移りたいと思います。

2つ目の大きな項目、子育て支援についてです。

先ほども言いましたように、基山町は子育てが割と充実していると私は考えています。町長の回答に対する質問ですが、保育サービスの病後児保育と一時預かり事業について、昨年の実績件数がわかりますか。

**○議長（後藤信八君）**

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

まず、ちょっと手元に資料を持ち合わせておりません。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

そうしたら、それは後で。

たくさんの事業がある中で、大変な進め方、スタッフが余り多くない中でされているのは、よく承知をしていますが、視察に行ったときに、重点的にここを手厚くしようというようなものが、よそには見受けられました。その辺で、基山町が何を重点的にされているのかなどいうのを考えながら、ちょっと今質問したわけです。

そうしたら、交流広場が保健センター2階に移りましたよね。移る前の旧役場別館ですかね、そこでの利用者との比較が、数字がわかりますか。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

平成22年から役場の保健センター2階のほうに移っておりますが、それ以前の数字としましては、5,000人前後、4,000人の後半から5,000人の後半ぐらいの人数でしたけれども、平成22年度からは7,000人台の後半ぐらいに人数がふえている状況でございます。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

移って、そうしたら効果があったということが数字だけでもはっきりするわけですね。

先ほど、その交流広場で保育士、栄養士の連携といいますか、利便性を図ると言われましたけれども、保育士は通常は保育センターの業務があるわけですよ。仕事として交流広場にかかわる……（「保健師じゃないですか」と呼ぶ者あり）保健師、何て言いました。ごめんなさい、保健師、保健師、あっ、済みません。

交流広場に、以前、2階になかったらかかわっていなかった業務ですよ。それが、どういう形で今かかわられているのかわかりますか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

**○健康福祉課長（眞島敏明君）**

保健センターに、現在子育て交流広場が移って、一番のメリットといたしますか、いい面が出ているところにつきましては、まず、朝、若いお母さんたちが来られて、2階に上がっていく前に、保健師にいろいろ相談なされているというところがありまして、まず、育児相談関係とか予防接種の時期とか、年齢ですね。その関係とか、あとフッ素化物の塗布関係ですね。歯の関係なんですけど、そういうことを尋ねられて、旧庁舎にあったところにつきましては、そういう相談が受けられていなかったんですけども、こっちに来られてからは、そういうことがたびたびやっているということで、保護者の方の育児相談とか、悩みとか、そういうものをあわせてから相談に乗っているということで、通常での任はなかったことなんですけれども、それぞれにケース的に対応しているということでございます。

**○議長（後藤信八君）**

大山議員。

**○8番（大山勝代君）**

はい、ありがとうございます。

回答にはありませんでしたが、行動計画の21ページのファミリーサポートセンター事業とショートステイ事業が、現状はファミサポセンター事業が1カ所、ショートステイが1カ所ということで今あるわけですね。その現状を教えてください。

**○議長（後藤信八君）**

内山こども課長。

**○こども課長（内山十郎君）**

ファミリーサポートセンター事業では、同じように社協のほうに委託をしまして、派遣事業及び託児事業を行っていただいております。

それから、ショートステイ事業におきましては、基山町にあります児童福祉養護施設であります洗心寮のほうに委託をしまして、要望があった場合には、そちらのほうと連携をとりながら事業をさせていただいております。

**○議長（後藤信八君）**

大山議員。

**○8番（大山勝代君）**

わかりました。ファミサポの登録数と利用数、数字がわかりますか。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

登録数はちょっと把握しておりませんが、平成23年度におけます託児の依頼の件数が54件、それから派遣依頼のほうが48件受けて事業を行っております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

細かいことを聞くようではすけれども、先ほど視察に行かせていただいたと言った中に、今回気仙沼市に行きました。ファミリーサポートセンターの事業がとてもうまく機能していて、詳しくお話を聞いてきたわけではすけれども、市の直営で、嘱託職員がアドバイザーとして1人きちんといらっしゃって、利用者と協力者の間をきちんとコーディネートされて、年間何件かちょっと今わかりませんが、随分活発に動いているということでしたので、基山町もそういうニーズは特に多くあると思うのですよね。ただ、今その年間54と48と言われたものに対してですね。ですから、まだ活発に動くためには、そこにアドバイザーの設置が必要ではないかと思いますが、その人的配置をどうお考えですか。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

今おっしゃられたようなことも、今後拡大するためには必要かと思います。それで、先ほどの役場別館の利用の件で、2階部分に世代間交流という部分を設けるということで、今現在、その内容を検討しているところではございますが、そういった場所の中身を利用しながら、そういった事業が展開できないだろうかということでは検討しております。

ただ、やはり今おっしゃいますように、人的な配置なしには、やはりそういったコーディネート事業というのも難しいかと思うので、その点も含めたところで、今後とも少し研究をさせていただきたいと考えております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。



○8番（大山勝代君）

人事管理といいますか、その中で、片方では職員を削減の声が聞こえてきて、だけれども、事業を充実させるためには、どうしても人的配置が必要という、そのはざまの中で、基山町はやっぱり人的配置が足りないと思います、町長はこのことについてどう思われますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

どこをとって人的配置が足りないとおっしゃっているのか、ちょっと私もわかりませんが、その部署部署でやっぱり足りないと感じられる部分も確かにあろうかと思えます。そういうことで、それはやっぱり随時見直しなりなんなりして対応していかなくやいかんというふうに思えます。大きな流れとしては、定員管理ということで、平成16年が154でございましたか、現在140ということですから、やはりその辺は目配りをして、足りない部分は考えていかなくやいかんかなというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

よろしくお願ひしたいと思ひます。

私は、先ほどの町長のこの答弁の中で、今後の取り組みとしてももう少し具体的なものが出るのかなと思って期待していましたが、全くありませんでした。

今回、学童保育が6年生まで延長されるという見通しですが、何か安易に今6年生まで延長ということになるとるのじゃないかなとちょっと危惧しています。思春期前期の子供が、幼児期を抜け出した子供たちと一緒に場所で、何らかのその困難なものがある、予想されるのではないかなと懸念しながら、それよりもまだほかにやることがあるのではないかって、条件整備として、もしですよ、児童館が片方でできる。高学年の子供たちは自主的にそこに行って、自分の時間をきちんとつくっていく。知的なことで能力を高めていく。そういうことができれば、もう基山町としては、児童館は当たり前としてあるべきだと私は思います。そのことがありませんでした。行動計画には何か所もそれは出てくるのです。ですか

ら、それも含めて、今後の児童館建設の見通しをまた教えてください。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、まずは役場別館の利活用という中で、その中で、世代間交流のスペースというのも設けていきたいというふうに今庁内で検討しておりますので、その中に、今議員がおっしゃったような、子供たちが自由に出入りして、その中で遊んだり、また、学んだりとか、そういった部分のスペースを確保しながら、実態も、そういうのも検討しながら、今後の児童館に向けての研究を進めていきたいと考えております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

あの、今度できるだろうあの建物に、何か世代間交流としていろんなものが入ってきて、それが十分に機能するのかなって、スペースとしては、やっぱり児童館なりある程度の広さがないといけないと思いますが、ちょっとその辺を懸念しながらお聞きしていました。

ここに幾つかの……2つしか持ってきていませんが、子育てガイドブックがあります。それと、これが基山町のもので、今、両方ですか、小さいものだけですか。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

大小両方つくっております。基本的には小さいサイズの分を配りながら、必要な方につきましては、大きいサイズの分を配付するようにしております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

そうしたら、こういう形になるわけですね。これは、昨年の高森町の……長野県ですかね。そこでもらってきたものです。やっぱり比べたときに、申しわけないけれども、前の内山課長がつくられるときに、費用を余りかけないで手づくりでとおっしゃった、その趣旨はよくわかるのですが、やっぱり貧弱だというのは否めませんよね。ですから、この際、この

形では紛失することも多いのではないかと思います。しっかりと予算をつけて、親しみやすく見やすい冊子に考えられませんか。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

まず1点目、サイズの件なんですけれども、やはり子育て中のお母様方に常に所持していただきたいということを含めて、バッグに入りやすいサイズということで、ちょっと小型版にしております。やはりそれのおじいちゃん、おばあちゃん方もそういうのを参考にしたときに見づらいというものもありましたし、ちょっと見づらいということもあって、大きいサイズも用意しておりますので、両方を使いながら、必要な方にきちんと情報が伝わるようなことに対応していきたいと思っております。

手づくりで、中身については、きちんと伝えたい情報は盛り込んでいるかなと考えております。ただ、今御指摘の見た目の分だと思えます。それについては、前々から御指摘をいただいているところではあるので、この点は財政当局とも検討しなくてはいけないところかなと思っておりますが、できる範囲の中で、より見やすくしたいというふうには我々としても思っておりますので、その点ちょっと今後研究していきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

ありがとうございます。

先ほど紹介した新地町ですが、まだ子育て支援策については基山よりもすぐれているといえますか、そういうことがありました。保育所の同時入所の2人目以降、2人も無料だとか、それから基山は中学校卒業までですが、18歳までの医療費が無料とか、それと私が視察に行ったところは、子育て支援センターと児童館はどこでもありましたし、今基山町が子育て支援に重点的に取り組まれているというのはわかりますけれども、それで今の状態でこれよしということではなくて、やはり担当課と財政課なりといろいろ検討していただいて、充実を求めていきたいと思えます。

これからも子育て支援については、私も頑張って勉強させていただきながら、議員として進めていきます。これで私の今回の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

以上で、大山勝代議員の一般質問を終わります。

ここで、11時20分まで休憩します。

～午前11時07分 休憩～

～午前11時20分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開し、次に、林 博文議員の一般質問を行います。林 博文議員。

○11番（林 博文君）（登壇）

皆さん、こんにちは。11番議員の林 博文でございます。

それでは、今回については質問事項も本当に多いようですので、早速通告をいたしていただきました質問事項4項目について、1の基肄城跡整備保存計画について、早速質問に移らせていただきたいと思いますが、2の、また、基肄城築城1350年祭の実施について、3の家庭用太陽光発電設置の補助金支給について、4の森林環境税についての質問をいたします。御答弁のほうよろしくお願いいたします。

それでは、質問事項1の基肄城跡保存整備の計画についてであります。質問要旨1のところ、平成5年に町教育委員会が保存整備基本計画を策定され、20年が経過をしております。そういうことから、質問要旨アから順にそれぞれ質問をさせていただきます。

アの保存整備に向けて、今日まで大体20年間ぐらいたったわけですが、その事業に取り組み進めてきた事業内容と経緯を説明願いたい。補助金の内訳なり、また、公有土地の取得状況等も含めたところの説明をお願いしたい。

次に、イの基肄城跡についての保存（保全）すべき区域の用地の公有化は全部大体保存整備の当初の計画、終わっているのかということでございます。

次のウは、この基本計画を策定された当時の策定委員会の委員の構成は、また、関係機関はどのような組織で協議をされ進めてこられたのかということです。

次のエは、保存策定管理委員会などを編成され、整備に向けて進めるべきと思うが、その準備状況はどのように進めているのかということです。今後は、こういうことで土地の公有化の管理とか、そういうのがあるかと思しますので、エについては、そのようなことについての質問でございます。

また、オについては、今後の保存整備に向けての事業計画（見直しを含め）はどのように

進めていくのかということで、今までも国とか、県とか、文化庁とか、県の教育委員会のほうにも協議を進められてこられたと思いますが、この先の計画についての当初からの見直しについて、どのように検討されているのかを説明願いたいということです。

次に、質問事項2の基肄城の築城1350年祭の実施についてということで、(1)の築城1350年祭実施に向け、福岡県の自治体と連携をし、記念事業を行うための実行委員会等が立ち上げられております。

そういうことから、質問要旨アの、基山町の場合は2015年の平成27年になるかと思いますが、ちょうど1350年がですね。実施に向けて、町はどのような事業計画、また、準備を進めていくつもりかということでございます。

また、イは、関係自治体、今回のその築城1350年祭の実施に向けて、いろんな関係自治体と実行委員会のメンバーを組まれて、されておりますが、ほとんどが福岡県ではないかと思いますが、どこの市町また機関と構成されて、実施をされている予定かということでございます。

次のウは、築城祭に向けて、それぞれ各市町村から、担当課長なり、また、担当課の職員が出ていると思いますが、その作業部会が記念行事に取り組むためにいろんな提案が出されていると思いますが、その内容がわかれば教えていただきたいということでございます。

次に、質問事項の3の家庭用太陽光発電設置の補助金支給についてであります。私の前の同僚議員のほうからも、これについては御質問がありましたので、一部については時間的な余裕もありませんので、省略していただいても結構かと思っております。

(1)の東日本大震災以降、この太陽光発電なり風力発電、また、水力ですね。また、バイオマス等の自然エネルギーへの関心が高まっているところでありますが、今回については、私は特に家庭用太陽光発電設置の補助金ということで質問をさせていただきます。

この太陽光発電の普及が、現在佐賀県でも1位ということで加速をしているわけですが、そこで、アの町内で家庭用太陽光発電パネルを設置してある戸数は大体どのぐらいあるものかということであります。相当ここ一、二年、買い取り価格も金額がよく新聞等でも出ておりますので、いろんな業者が推進にも来られてあるようですが、設置が多くなっているのではないかとこのところでございます。

また、次のイは、佐賀県は太陽光発電の住宅への普及率は全国1位と聞いております。設置をすると、どのような補助金が受けられるかということで、これは先ほどの同僚議員のほ

うからも出られましたので、簡単に説明をしていただければというふうに思っているところです。

次のウについては、県内の自治体で独自の補助金の上乗せを行っている市・町の状況はということで、これについては、先ほどの同僚議員で、このウについては説明が長くなると思いますが、そういうことでカットしていただきたいと思っております。要は、10市10町のうち7市4町が補助金制度を設けているということで、先ほどの答弁もあっておったようですので、基山町もぜひ、市町村の中では財源もいいほうですので、ぜひこれについては制度を設けていただきたいということで、オのほうでお願いをしているところでございます。

また、エについては、自宅に太陽光発電を設置すれば、余った電力を電力会社が買い取ってくれるわけですが、そういう制度でよく新聞等に出ておりますが、その内容等が詳しくわかればということで、買い取り価格なり、また、年数等がわかれば教えていただきたい。そういうことによつて、基山町の自然エネルギー、再生エネルギーへの普及が加速するのではないかとこのように思いますので、御答弁のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、オは、基山町は太陽光パネルの設置の家庭への補助金は現在出されていないわけですが、先ほど言いました10市10町のうちの7市4町が補助金を、制度を設けてある。今後もふえる可能性があるかと思ひますが、先ほどちょっと答弁の中では、町長のほうも前向きに検討するというようなこともちらっと聞いておりますので、よければ、こういうのも設けていただければというふうに思っているところです。

次に、質問事項4の森林環境税についてであります。 (1)の森林保全などを目的に、県が2008年度から導入した制度で、5年間で総額約11億円の森林環境税が徴収されております。そこで、質問要旨アの森林環境税そのものが知られていないように思われているのが、よく新聞紙上でも出ているところですが、もう一度、前に1回私このことについて質問したことがあります。その制度について概要を説明願ひたいと思ひます。

次に、イのこの税収の主な使い道はどのような事業内容に交付されているのかということでございます。

次のウは、環境税について、県は今年7月にアンケートを実施されているが、その調査結果内容はどのようなアンケートでありましたかということでございます。大体環境税については、5年を限定した年度でこの環境税が取られておるようですが、その後、この使い道なり、基山町でこの税の交付を受けて、何か事業をしているものがあればということで、また

事業名なり、助成金等を教えていただきたい。

それと、ことしでこの環境税が終わるわけですが、この環境税については今後も継続されるのかということで、5年間の限定期間の制度でありましたが、そういうのがわかれば、町県民税でこれ、環境税、各個人で取られております。また、法人税でも取られていると思いますが、オについても継続されるのかということでございます。

以上で1回目の質問を終わります。答弁のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）（登壇）**

それでは、私のほうから林 博文議員のお尋ねにお答えさせていただきます。

1項目、2項目めは基肄城ということでございますので、教育学習課、教育委員会のほうからお願いいたします。

私のほうは、3項目めの太陽光発電設置ということでございます。

(1)、アのパネルを設置している戸数はどのぐらいかというお尋ねですが、平成24年10月末現在で住宅用太陽光発電システム設置数は298基でございます。

それから、イの補助金でございますが、先ほどもお答えいたしましたけれども、国の補助金は、設置するシステム1キロワット当たりの経費、3万5,000円から47万5,000円の場合が1キロワット当たりの補助金3万5,000円ということです。それから、47万5,000円から55万円の場合が3万円ということでございます。

県のほうは、1キロワット当たり2万5,000円、上限が10万円ということになっております。各自治体でございますけれども、これはもう先ほど申しましたので、割愛をさせていただきます。

エの余った電力を電力会社が買い取ってくれる制度、その内容ということでございます。価格、年数ということでございますけれども、太陽光発電システム容量が……その前に、全量売電の場合と余剰売電の場合がございまして、全量売電のときには太陽光発電システム容量が10キロワット以上は買い取り価格が40円キロワットアワーでございます。それから、買い取り期間は20年間となっております。それから、余剰売電の場合には、システム容量が10キロワット未満の場合が買い取り価格42円ということです。それから、期間は10年間となっ

ております。

次に、町でも補助金制度を設けてはということですが、これも先ほどお答えしましたように、現在のところは考えておりません。先ほど、前向きというような御発言もございましたけれども、これは、勉強を進めていきたいということでございます。

4の森林環境税についてでございます。

(1)アのどのような制度かということですが、これは森林を健全な状態で、次の世代へ引き継ぐため、県が平成20年度から佐賀県森林環境税を導入し、県民の皆様から1人当たり年間500円と、法人につきましては年間1,000円から4万円、県民税均等割額の5%相当ということですが、負担をいただき、県内の荒廃した森林を整備するための事業ということでございます。

イの、この税収の主な使い道はということでございます。森林の持つ水源の涵養や、土砂の流出防止など、多面的機能の維持増進を図るため、県、市町、CSO等の県民協働による荒廃森林の再生事業に交付されております。事業については、荒廃森林再生事業、重要森林公有化等支援事業、県民参加の森林づくり事業、未来へつなぐ宝の森林整備事業、さかの森林再生推進事業でございます。

ウのアンケートを実施しているが、その調査結果の内容ということでございます。県では、一般県民4,000人と県内企業500社を対象にアンケートを実施し、森林の機能や森林の現状及び税事業の認知度の9項目について調査をしています。その結果、税の認知度は低かったものの、税の使途については賛成率が68%と高く、また、環境税の継続についても72%の方が賛意を示されており、森林を守っていく必要があるという県民の意識が高い結果が出ております。

エの、この税の交付を受けて事業しているもの、基山町があるかということですが、現在ございません。

オの、今後も継続されるのかということですが、平成24年度末をもって整備が終わるため、新たに平成25年度から5年間の予定で、第2次環境林を選定し、森林づくりを引き続き県が実施する予定となっております。以上です。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）



林議員の御質問にお答えしてまいります。

1 項目めの基肄城保存整備の計画についてのお尋ねですが、平成5年に町教育委員会が保存整備計画を策定され20年が経過したと。ア、保存整備に向けて今日まで20年間、この事業に取り組み、進めてきた事業内容と経緯を説明願いたいということでございます。

平成5年3月に保存整備計画を策定して以降、次年度の平成5年、6年度に主要遺構の保全を目的とした状況把握の目的で、国庫補助事業による水門跡の測量及び発掘調査を実施しました。事業費は、平成5年が388万4,000円、平成6年度500万円、合計888万4,000円で、補助率は国50%、県25%、町が25%でございます。

次に、平成7年度から20年度まで14年間、保存整備に必要な指定地内の公有化を実施いたしました。取得面積は5,904万8,562平方メートル、事業費については6億9,704万6,000円で、補助率は国80%、県が10%、町が10%でございます。現段階での指定面積に対する公有化率は約90%で、保存整備事業に必要な城壁内部の公有化は一部を残して完了している状況です。

さらに、平成21年度からは、基肄城跡の主要遺構であり、見学コースの主要な入り口でもある水門石垣が崩壊のおそれがあり、今後の整備活用に支障を来すため、保存修理のための実施設計を作成し、平成22年度から保存修理工事に着手して現在に至っております。事業費は、平成21年177万400円、平成22年度1,120万2,503円、平成23年度は1,329万9,112円、平成24年度が2,100万円、これは見込みでございます。平成25年度、見込みでございますが1,650万円、平成26年度も見込みで200万円でございます。総額事業費見込み額は約7,000万円で、補助率は国50%、県18%、町32%でございます。

イのお尋ねの基肄城として保存すべき区域の用地の公有化は全部終わっているのかというお尋ねでございますが、先ほどのアで御説明したとおり、現段階での指定面積に対する公有化率は90%で、保存整備に必要な城壁内部の公有化率は一部を残して完了している状況でございます。

ウの、この基本計画を策定された当時の策定委員会の委員の構成、また、関係機関はどのような組織で協議され進めてきたのかというお尋ねですが、平成2年度に基肄城跡保存整備基本構想を策定しましたが、その際に組織した、基肄城跡保存整備基本構想策定委員会の構成を踏襲する形で、基肄城跡保存整備基本計画策定委員会を組織いたしました。委員の構成としては、考古学が2名、建築史1名、日本史1名、地域設計1名、植物・造園が1名、保存整備が1名、歴史1名の8名で、各分野の専門家で構成されておりました。この計画策定の

関係機関としては、文化庁、福岡県教育委員会、筑紫野市教育委員会が加わっており、事務局である基山町教育委員会、佐賀県教育委員会と協議・検討しながら計画の策定に当たっております。

エのお尋ねでございますが、保存策定管理委員会等を編成され、整備に向けて進めるべきと思うが、その準備状況はどのように進めているかということですが、基肆城跡保存管理計画策定書については、昭和53年度に策定し、史跡内の管理や保全及び整備に関する基本的な指針を定めているところでございます。なお、策定以降の状況の変化により生じた案件については、その都度、県教育委員会や文化庁に協議をしながら対処しているところです。

オ、今後の保存整備に向けての事業計画、これは見直しも含めてですが、どのように進めていくのかということですが、平成5年に策定した保存整備基本計画については、計画策定以降、史跡保存整備に対するニーズや、整備手法の変化などを勘案し、必要な事項は見直しを行いたいと考えております。なお、この実施については、現在着手している水門石垣保存修理事業に引き続き、継続して実施できるよう、県教育委員会、文化庁とも協議しているところです。

2 項目めの基肆城築城1350年祭の実施についてでございます。

1 番目の築城1350年祭実施に向け、福岡県の自治体と連携をし、記念事業を行うための実行委員会が立ち上げられた。アのお尋ねの平成27年実施に向けて、町はどのような実施計画、また準備を進めるのかというお尋ねでございますが、10月29日に第1回の実行委員会が大野城市で開催されたところで、まだ全体としてどのような事業を具体的に進めていくかは決定しておりませんが、来年度の平成25年度は広報、PR事業を中心に行うことを作業部会等で検討しているところです。本町においても、全体事業と合わせて、平成25年度は平成26、27年度に向けて機運を盛り上げていくような広報やPR活動とともに、基肆城や文化財を取り扱った歴史講座の開催などを検討しております。

続いて、イの関係自治体の実行委員会メンバーはということですが、実行委員会は、基山町長のほか、筑紫野市長、春日市長、大野城市長、太宰府市長、宇美町長、福岡県文化財保護課長、九州歴史資料館長の6市町・2機関で構成され、オブザーバーとして九州国立博物館長が加わっております。

ウの築城祭に作業部会が記念事業を提案されている内容はということですが、作業部会についてはこれまで2回が開催されておりますが、これまでのところ、平成25年度に向けた広

報・PR計画についての議論までで、本格的な記念事業については、平成26、27年度に開催されていくものと思われます。現時点では、参加機関からアイデアが収集されている段階で、作業部会での事業の検討や提案までには至っておりません。

以上、お答えいたします。（「教育長、基肄城の取得面積、5,900平米と、違いますか。5,900平米と言ったから」と呼ぶ者あり）あっ、失礼しました。基肄城の取得面積について、ちょっと私が間違っ御説明しました。取得面積について、5,904万8,560……（「違う、違う。59万、点がある」と呼ぶ者あり）59万……59万485.62平方メートルでございます。以上、お答えいたします。失礼いたしました。

**○議長（後藤信八君）**

林議員。

**○11番（林 博文君）**

それでは、2回目の質問に移らせていただきます。御答弁ありがとうございました。

基肄城保存整備計画については、平成5年度に立派な、先ほど申されました策定委員会等で整備基本計画が策定されて、今、20年ぐらいたっているわけですが、当初の計画では、本計画によれば、事業計画は第1期が平成7年、第2期が8年というような形で取り組んでくるような事業計画もなされておったわけです。また、本計画の概算事業費が、今ではこういうふうな金額はもう財政も厳しいわけですが、約23億円、そのうちの用地取得費が約8億円を含めると、31億円となるところで計画はなされておりました。

そういうことから、これについては相当な見直しが必要んじゃないかということですが、要は、現在水門工事がなされているわけですが、その中でも補助金等がだいぶふえてきております。要は、先ほど答弁がありました事業内容の中で、発掘調査等の補助金、また、用地取得に対しての国・県の補助金、また、今回現在行われております水門の整備、それについての補助金、それぞれに違うわけですが、だんだん保存整備についての事業費の補助金が違うのは、どうして違うのかということでもあります。

要は、基山町の一般財源の中から、調査費、発掘調査については25%、また、土地の取得については10%、今回の水門については32%ですか、補助が一般会計から出されるようになっておりますが、こういうふうにだんだん高くなりますと、町の財源も厳しいわけですが、この水門の分だけでも32%と言えば2,200万円から2,240万円ですか、7,000万円の総工事費に対して、町は補助しなくてはなりません、こういうのが当初の計画の31億円から相当変

わってはきていると思いますが、そういう内容についてわかればと思うところです。担当課長、わかりますか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

ただいま林議員の御質問、補助率等がちょっと変化しているということですが、基本的には国の補助金要綱によって支出がされております。県のほうも同じです。国のほうは、一応工事関係につきましては50%で、用地取得に関しては80%というふうになっております。県のほうは、一応補助金の関係であります、予算の範囲内というところになっております。用地につきましては、指定地内になりますと、やはり地権者の方にもいろいろしわ寄せがかかったりとか、できるだけスムーズに用地取得しないと、なかなかそういう整備ができないというところで、80%というふうになくなっております。

それと、今回県のほうは、前回の事業の中では25%でしたけれども、今回水門整備につきましては18%になっております。これについては、こちらとしては当然4分の1の25%をお願いしたいところですが、県の財政的な事情等もありまして、予算の範囲内ということで18%に落ちておりますので、水門の工事につきましては、町が32%という形になっております。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

そういうことから、今水門が平成26年度まで、現在私も1週間ぐらい前に水門のところを見に行ったわけですが、唐津城の石垣を復元された松本組がここ5年間の計画でされているようですけれども、来年までのこの補助事業については、現在水門については、支障を来さない程度の整備が行われる見通しですか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

今のところ、計画の中では、平成26年度までで周辺の環境整備、看板とか、そういうところまで含めてやりたいということで進めておりますが、実際今工事をやっておりますが、基

礎部分とかで少しずれていると。想定される基礎等から比較すると、少し違うところまで動いてきているというようなところまで、ちょっと深く調査をしておりますので、もしかしたら少し事業期間が延長になるかもしれませんが、今の段階では一応平成26年度までで終了するところで進めております。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

基山のシンボルであります基肄城については、基山町民の方は本当に関心があるわけですが、基肄城の保存整備計画については、先ほどから言いますように、策定委員会の方も、また、今後の管理委員会の方も十分な検討をされて進められているところでございますが、次のイについては、基肄城跡の整備をする区域の中で、公有化は全部終わっているのかということの質問ですが、一部を残して完了している状況ですということで、大体90%ということですが、あと10%についてはどういうふうなところが公有化が進んでいないのか、わかれば。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

基本的に90%ということで、整備に必要な城壁内部以外の部分も全体としてはその指定面積に入っております。その中で、必要な部分を一応購入させていただいておりますので、すぐ整備に必要じゃない部分については、若干残っているというところでございます。その部分を考えて約90%ということで、城壁内部は水門の上の家屋が残っておりますので、その部分だけということですから、城壁内部につきましては、もう少し購入できている部分が多いというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

担当課長から言われました、水門上の民家があるところの立ち退きと言うですか、公有化がまだできていないということで、これは私も記憶がありますが、4年前でしたか、概算、大体4,000万円ぐらいを議会のほうにも提案されまして、予算計上もされて、議会のほうでも承認をしておったわけですがけれども、その交渉の前提となる、私が聞いたところでは、滝

場、みそぎの滝場がつくられるところを見つけてほしいということであれば移転をしていいということで、何か交渉もされておったようですが、前の教育長なんかは何回も足を運んでおられたようですけれども、その後の進展についてはどのようになっていますか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

今、御質問の分ですけれども、一応平成20年度の9月ごろが最後になっております。一応林さんとお会いしたのはですね。あっ、その地権者の方とお会いしたのは、その時期になっております。この中で、やはりなかなかああいいうお滝場とかというところを一緒に考えてありますので、なかなか一般の住宅の移転というふうにはいかないというところでのやりとりを随分やってきましたけれども、なかなか進まないということでございます。

その中で、もう水門のほうは若干崩壊してきたということで、上にある家屋に支障を来さずに工事ができるということがありまして、そちらのほうを先に始めたということでございます。当然、いずれはそういうお願いもしなければなりませんけれども、今のところはちょっと水門のほうに力を入れているというところでございます。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

この公有化の区域内に入っているということで、国の補助なり、県の補助なりも相当、このときは80%ですか、これも出ておったようですが、そういうふうな中で、今現在水門の石垣復元工事が行われておりますけれども、見に行きますと、隣のお参りするところの小屋とか、民家とか、そういうのが危なくて突っ張ってあるところもあるわけです。そういうのがいつ崩れるのかなというような感じもしますが、その移転費用は、これは生きているわけですか。今後もこの土地については、公有化を進めなければ、やっぱり基肄城の保存整備についてはできないわけですか。その点についてわかりますか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

基本的には、そういう移転をお願いしたいと思っております。ただ、周辺整備をする中で、

必ずしも家屋を移転していただかなければ、もう整備ができないということではないので、そのあたりは地権者の方との話し合いが進む中で、どういう形になっていくかということは、今後の課題ということになると思っております。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

基肄城保存については余り時間をとれませんが、要は、私たちの基肄城は、本当に基山の、先ほどから言いました、雄大な山でもありますし、筑紫野市の教育委員会のほうでも、国指定の特別史跡の基肄城跡ということでいろんな資料も出されております。基肄城はなぜ国の特別史跡になったのかということやら、基肄城とはどんなものですかとか、そういうのをわかりやすくずっと説明されてあります。誰がいつごろつくったのですかとか、あるいは基肄城では実際にどんなことが行われていたのですかとか、また、基肄城は何のためにつくられたのですかとか、そういうのを筑紫野市の教育委員会のほうが、この基肄城について、こういうふうな筑紫野散策として挙げております。基山町は、その中で基肄城は本当に大野城と比べて、発掘調査などが余り進んでいないようにも書いてあります。そういうことから見れば、これから先、いろんな国・県、文化庁、そういうところを含めたところの協議をされて、平成5年に策定された基本計画に基づいて進めていただきたいというふうに思っているところです。

そういうことで、次に移らせていただきますが、次の築城1350年、これについては先ほど答弁がありましたように、福岡県の自治体がほとんどであります。これについては将来うちが2015年ですか、平成27年度が基山町が、基肄城のできた1350年の年に当たるということで、基山のほうでもいろいろな事業が取り組まれてくると思いますが、これについては本当に私は感動いたしました。12月9日、この前町民会館でありました創作劇、基山町立小・中学校合同創作劇の「こころつないで～基肄城に秘められたおもい～」ということで、1部も2部もたくさんの方が見に来られて、教育長も書いてあるし、また、それぞれの団体の方も協力されて、立派な公演ができたものと思います。

このようなを含めたところで、基山の住民の方が、基肄城ってどんなところか、基肄城って何かということを知っていただければということではありますが、せっかく立派な基山町立の小・中学校の合同創作劇を、本当に何か月もかかって、小・中学校の子供たちがああい

うふうな立派な劇をされて、特にこのような史跡的な、学術的にもある基山町の特別史跡、国の特別史跡ですね。こういうのを知ってもらうために、こういうものの開催を1年に1回ぐらいはいろんな面で知っていただいたらと思うところですが、教育長についてはどう思われますか。また、基肆城を知るということで、平成23年1月10日にシンポジウムなり、いろんなパネルディスカッション等もあっておりますが、こういうふうな計画がありますか。

**○議長（後藤信八君）**

大串教育長。

**○教育長（大串和人君）**

この劇につきましては、いろんな目的や狙いがありましたが、その中の一つに、町民の方にこの基肆城の成り立ち、歴史を知っていただく。それを学校のほうから提案するというのを大きな目的にしておりました。

アンケートの中に、よくわかったと、今まで知らなかったことがよくわかったとか、町民になって20年余りたったけど、知らなかったと、たくさんございました、そういうものが。そういう目的に対して、少し役に立ったかなと思っておりますが、今後に向けては、1350年祭もあります、形を変えるか、今のまま踏襲していくのかわかりませんが、こういう子供たちを主体とした劇等と言わせていただきますが、それについては今後も継続していきたいという考えでおります。

**○議長（後藤信八君）**

林議員。

**○11番（林 博文君）**

本当に立派なパンフレットもできまして、2公演とも満席に近い、本当に町民会館の公演でありました。本当に携われた方に敬意を表したいと思います。

要は、この基山の町民そのものは、20年前、30年前から見れば、よそから来た人が多いわけですが、その中でこの基肆城というところは、歴史的にも学術的にも、昭和12年に国の史跡に、そしてまた昭和29年には特に国の特別史跡にも佐賀県内で最初に指定をされた基肆城でありますので、基山町を含めて、ひとつ保存整備に取りかかっていたきたい。また、町民の方にも、この基肆城については知っていただきたいというふうに思うところあります。

そういうことから、築城1350年祭に向けては、町長が新聞にも載っておったようですので、作業部会を含めてしていただいたらと思っているところです。要は、私は、この前に基肆城



でのいろんなイベントがあったことを思い出したわけですが、基山までのマラソン大会とか、基山の頂上で、これはちょっと後で聞いたわけですが、柏原芳恵さん、「ハロー・グッバイ」ですか、ああいうののコンサートがされたのを知ってありますか、皆さん。そういうのが実施されて、基山の上でこういうようなコンサートなり、また、体力づくりの一環として、基山までのマラソンコースとか、そういうのもされておったようです。そういうことから、作業部会については今後検討されると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、時間の関係で、太陽光発電については、助成については先ほど言われましたが、要は、東日本大震災があった後、代替エネルギーということで、いろんな普及がなされております。大分のほうに行きますと、それとか四国などに行きますと、風力発電が相当山の上に設置されておりますし、また、バイオとか、そういうのが四国のほうでも進められておったようです。

要は、基山町で、町長は先ほどの答弁でも、クリーンな施設で社会全体として、町はこの太陽光発電については考えていくということではありますが、私は、場合によっては風力発電なんかも基山町なり、また、基山の庁舎についてもパネルを設置してはというふうに思うところです。基山町でも大きい、家庭用以外にでも、高尾病院なり、また、今回宮浦のほうの内山建設跡の住宅についても、今取り壊しがなされているようですが、そこもパネルを設置したいということで、高尾病院の跡も太陽光が設置されております。

そういうふうな中に、個人がこれだけ関心があるということで、基山町についても298人、答弁の中では298基が設置されているということではありますが、もう一度このようなことから見れば、町長の考えを聞きたいと思います。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）**

太陽光発電につきましては、先ほど大山議員の御質問にもお答えしましたように、これの意義といたしますか、やっぱり私が思うところ2つあるかと思ひます。1つは、やはり代替エネルギーというようなこと、これはやっぱり社会的な、社会全般のことだと思ひております。もう一つは、我々の町民の生活の補助的な面と、この2つがあるのかなと私は感じております。

これは、余りはっきり申し上げるのもいかがかと思ひますけれども、やはり社会的なエネ

ルギー問題とすれば、これは我々も当然それはそれに向かっていかなければいかんことをご  
ざいますけれども、言ってみれば、本当に国策でもっと進めてもらいたいと思っております。

それから、生活扶助的なことから言えば、町民に密着した問題でございますけれども、こ  
れもほかとの兼ね合い、いろいろ優先順位と言いますけれども、そういうふうな施策との兼  
ね合いということもございますので、繰り返しになりますけれども、これからそういうふう  
な意味も含めて、そして常にやっぱり勉強はしていかなければいかんというふうには思っ  
ております。現在のところ、では、やりますというようなことではございません。

**○議長（後藤信八君）**

林議員。

**○11番（林 博文君）**

基山町も、この298基が設置されて、現在は先ほどの補助率とか、あるいは県の補助、国  
の補助、そして基山町はしていないが、ほかの自治体は7市4町がこの制度に補助金を出し  
ているということで、佐賀県一の普及ということで、吉野ヶ里のほうでも大きなパネルが現  
在設置されてあります。そういうことから見れば、太陽光のこの発電については、基山町も  
自然の中では、取り組むべきではないかと思っているところです。

再生可能エネルギーについては、電力がふえれば、国全体のエネルギーの安全保障にもつ  
ながるし、また、現在原子力発電所の運転がなされていないということで、化石燃料の消費  
が相当いっているわけですが、そういうことから見れば、いろんな面でこの太陽光発電につ  
いては、いいんじゃないかというふうに思っているところです。

そして、内容が、また先ほどから説明がありましたように、風力発電とか、この太陽光発  
電については、買い取り価格が固定価格ということで、1キロ当たり42円、そして10年間の  
保証ということで、先ほど同僚議員から試算のほうも言われましたが、大体新聞紙上では8  
年から10年で個人のその設置された分が取り戻せるのではないかということで新聞紙上でも  
上がっておりますので、やはり後押しするという意味で、町のほうもこれだけ佐賀県内でも  
補助されておりますので、検討していただいたらと思っているところです。

最後に、あと7分ですので、環境税についてですが、この環境税については、ことしで終  
わるわけですが、森林が持つ本当に多面的……いろんな涵養なり、また、CO<sub>2</sub>の問題なり、  
いろんな面で森林については利点があるわけですが、要はこの森林環境税を基山町がなぜ使  
わないのかなというふうに思っているところです。いろんな面でほかの市町村は推進がおく

れているのではないかと思うわけですが、基山町でこの税の交付を受けている事業が何かあるかということでは、ありませんということですが、実際は基山町独自では事業はさされていないかと思いますが、基山では「かいろう基山」が広報されて、里山づくりにされているようです。これについては、御承知のように、内山課長がおられますが、簡単にその内容がわかれば教えていただきたいと思いますが、まずわかりますか。松雪課長。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今、「かいろう基山」の件で御質問がありましたけれども、「かいろう基山」につきましては、県民参加の森林づくり事業ということで、平成20年から24年まで行って、内容につきましては、森林の竹林の除去とか、風倒木の整理とか、植栽とかを行っている次第でございます。以上です。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

この環境税を使って、各市町村なりいろんなところで取り組みがなされて、町の事業そのものはされていないようですが、そういうことから基山については「かいろう基山」が荒廃した里山の再生活動ということで、これは県民の皆さんから寄せられた内容を、県民参加の森林づくりの事業審査会等で審査をされまして、採択されれば、団体につき年間上限200万円の支給が行われているということで、佐賀県でも20市町村ぐらいが取り組んでおられます。いろんなところでですね。そういうのを参考に、こういうのを取り組んでいただいたらと私はPRをしていただきたいと思っていますところでは。

また、この環境税は今後も継続されるのかということで聞きましたところ、アンケートの調査では、大体この件については、また5年間ぐらいは森林づくりを引き継ぐためにも、荒廃がまだ終わっていないということでされるということですが、町としてはもう少し公有化の問題、町が買っていい、お金を使ってもいいわけですので、森林なんかも、古屋敷のところの前の話等があっただけですが、そういうのにも使って、公有化のほうにこの森林環境税を、町が交付を受けて事業されたらいいんじゃないかと思いますが、その点について担当課長はどう考えられますか。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今、議員御指摘のとおり、平成24年度で終了しますけれども、今回は平成25年からまた5年間ということで、まだ確定はしておりませんが、第2次環境林の候補として、基山町のほうも県のほうに要望している状況でございます。面積といたしましては、大体69ヘクタールばかりを行いたいというふうには考えております。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

基山町の森林もほとんどがやっぱり高齢化なり、また、いろんな後継者不足等で孟宗竹の入り込みなどで荒廃が続いております。そういうふうな中で、この環境税を使った中で、再整備ができればというふうな形で、担当課のほうも今一生懸命勉強されて、何とかこの間伐なり、下草刈りなどの補助金、今現在も1反に1万5,000ぐらいしか出ておりませんので、もうなかなかそれぐらいではされる機能がないわけですが、そういうのをを使った事業に取り組んでいただきたいというふうに思っているところです。

以上で、ちょっとお昼前ですので、私の一般質問は終わらせていただきたいと思います。

（「ちょっと議長、済みません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

あつ、訂正、はい。では、松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

大変申しわけありませんでした。今のは普通林でございまして、基山町の第2次の環境林の候補は、区域面積は852ヘクタールです。失礼しました。

○11番（林 博文君）

では、よろしく申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

以上で林 博文議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時20分まで休憩します。

～午後0時20分 休憩～

～午後1時20分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開し、次に、松石信男議員の一般質問を行います。松石信男議員。

○12番（松石信男君）（登壇）

日本共産党基山町議団の松石信男でございます。私は、町民こそが町政の主人公との立場に立ちまして、2項目について町長並びに教育長にお伺いいたします。

質問の第1は、就学援助制度の改善についてお尋ねいたします。

皆さん御存じのように、就学援助制度は、義務教育は無償といたしました憲法第26条などの関係法に基づいて、小中学生のいる家庭に、学用品や入学準備金、給食費、医療費などを補助するものであります。申請は誰でもできますが、受給できるのは生活保護受給者と生活保護を必要とされる要保護者、それに準ずる程度に経済的に困窮している準要保護者となっております。

今、親がリストラされたり、非正規労働に追いやられたりする中で、義務教育といいますが、大変負担が重く、就学援助を利用している家庭がふえております。佐賀県内の受給者は10人に1人の割合になったと報道がされているところでございます。そこで、この制度の基山町の現状と課題について質問いたします。

まず1つ目に、就学援助費の支給内容とそれぞれの支給人数についてお答えください。

2つ目に、生活保護に準ずる程度に経済的に困窮されている世帯、いわゆる準要保護世帯ですが、この支給基準はどのようになっているのでございましょうか。

質問の第2は、障害者福祉についてお伺いいたします。

2006年度、平成18年度から実施されました障害者自立支援法の最大の問題である応益負担制度は、障害者とその家族の生活を苦しめました。この応益負担とは、障害者が生きるために必要な支援を益と捉え、つまり障害者の利益になるとして、支援サービスを利用した量に応じて負担を求めるものであります。ですから、重い障害がある人ほどたくさんの支援サービスが必要ですので、重度障害者ほど高い負担になるものであります。

以前の制度は応能負担で、自分の負担できる能力に応じた負担でありましたので、サービスを利用していたおおよそ95%が非課税世帯であり、無料でサービスを受けておりました。ところが、応益負担の導入で福祉サービスを受ける人は、1割の利用料負担と施設の食事等の

実費負担を課せられました。例えば障害基礎年金2級、月額6万6,000円ですが、これしか収入がない人であっても、月額1万5,000円の上限額まで1割負担しなければならなくなり、この負担に耐えかねて、施設を退所したり、サービスを中止する障害者が続出し、大変な問題となりました。

その結果、前政権は障害者自立支援法の廃止を約束したわけであります。その後検討がされております。また、基山町では、今年度より第3期障害者福祉計画が決定されておりますが、障害者福祉サービスが今後どのように変わるのか、はっきりといたしません。そこで、お尋ねいたします。

まず、1つ目に、障害者自立支援法を一部改正した障害者総合支援法が来年4月から施行されますが、どこがどのように変わったのか、また、利用者負担の応益負担は応能負担に変わったのかどうか、御見解をお願いいたします。

2つ目に、特別支援学級のエアコンの設置についてお伺いいたします。

さきの9月議会で大串教育長は、学校にエアコンの設置を求める大山議員の質問に対して、平成26年度から中学3年生の普通教室5教室に設置したいとの考えを表明されましたが、特別支援学級についてはどのように考えられるのか、御見解をお伺いいたします。

3つ目に、地域生活支援事業についてお伺いいたします。

この地域生活支援事業は、障害者や障害児が自立した日常生活を営むことができるように、地域の実情に応じた柔軟な事業を効率的かつ効果的に実施し、障害者と福祉の増進を図る目的で創設された事業であります。基山町では、相談支援事業など6つの事業が行われておりますが、その事業別の利用者の人数とそれぞれの利用料についてお答えください。

4つ目に、障害者の雇用についてお尋ねいたします。

障害者の雇用人数は、現在何人なのか。身体障害者と知的障害者別に説明ください。また、雇用率は今何%なのか御説明をお願いいたしまして、第1回目の質問を終わります。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

松石信男議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めは、就学援助制度ということでございますので、教育学習課のほうからお答えいたします。

2項目めの障害者福祉についてでございますが、障害者自立支援法が障害者総合支援法に変わったが、どこがどう変わったのか、また利用者負担の応益負担は応能負担に改まったのかというお尋ねでございます。障害者総合支援法につきましては、平成25年4月1日施行予定でございますので、現在はまだ変わってはおりません。利用者負担につきましては、障害者自立支援法の一部改正により、応益負担から応能負担を原則とされております。

(2)も教育学習のほうからお答えいたします。

(3)は、地域生活支援事業について、アの地域生活支援事業の事業別の利用者は何人かというお尋ねです。移動支援事業の利用者が20人、日中一時支援事業の利用者が26人で、合わせますと46人でございます。

イの地域生活支援事業の利用料はどうなっているのかということです。これは、原則1割負担でございます。

(4)の障害者の雇用について、アの役場の障害者の雇用率は幾らか、また身体障害者と知的障害者の雇用はそれぞれ何人かということです。法定雇用率2.1%に対し、実雇用率2.56%となっています。また、身体障害者が3人で知的障害者はゼロでございます。以上です。

**○議長（後藤信八君）**

大串教育長。

**○教育長（大串和人君）（登壇）**

松石議員の御質問にお答えいたします。

1項目めの就学援助制度についてでございますが、(1)の就学援助費の支給内容とそれぞれの支給人数は何人かというお尋ねでございますが、支給内容は学用品費、通学用品費、学校給食費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、校外活動費及び医療費を支給しています。支給人数は、基山小学校31名、若基小学校9名、基山中学校27名、町外小学校2名、町外中学校2名となっています。

(2)生活保護に準ずる程度に経済的に困窮されている世帯の支給基準は幾らかというお尋ねです。支給基準は、生活保護基準の1.2倍までとしています。

2項目めの障害者福祉についての(2)特別支援学級のエアコンの設置についてでございますが、現段階ではその設置については考えておりませんが、今後調査をしていきたいと思っております。以上、お答えといたします。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それでは、就学援助制度の改善についてでございます。就学援助費の支給内容で、答弁では学用品費など6つが支給内容となっています。ところが、その支給内容と支給項目ですが、それは平成21年度までの分なんです。平成22年度から文部科学省は新たに支給内容にクラブ活動費や生徒会費、PTA会費の3項目を要保護児童生徒の就学援助費の国庫補助対象として、そして準要保護児童生徒もこの新3項目が地方交付税交付基金として一般財源化されていると思いますが、どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

ただいま松石議員の御質問ですけれども、言われたとおりということで理解しております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

そういうことですから、この平成22年度からクラブ活動費や生徒会費、PTA会費ですね。これも、その就学援助費の支給項目に加わっているというわけです。加わっているし、かつ、その財源も国は各自治体にちゃんとやっていますよということと理解しておりますが、それで間違いないですか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

平成22年度に松石議員が言われたような、要保護児童生徒援助費補助金の中で、幾つかの項目が追加されておりますので、そういう国のほうの説明ということでございました。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ですから、今言った、その新たに加わった3項目が支給されるようになったわけです。平



成22年度から。ところが、あれから3年を経過しておりますが、それが支給対象項目に入っていない。ここが私は1つの問題だろうと、課題だろうと思っているわけです。

先ほど言いましたけれども、財源もちゃんと措置されている。しかし、されていないということですから、このままいけば、結局基山町では支給されないと。その3項目については支給されないという形になっていくと思うのです。これはやはり改める必要があると。また、改めなくてはならないというふうに思うわけですが、まずこの件について、この新3項目を支給内容に、私はぜひ加えるように検討すべきだというふうに思いますけれども、どのような御見解なのかお聞かせください。

**○議長（後藤信八君）**

内山教育学習課長。

**○教育学習課長（内山敏行君）**

今言われた3項目が追加されたというのは、要保護児童生徒の援助費補助金というふうに思っております。うちが今出している分については、準要保護のほうがもちろん人数も多いわけですが、そちらのほうであくまで、今のところ単独事業ということで実施をされております。その中で、すぐ要保護の分で支給要件が変わったということですが、単独事業でやる分については、すぐに対応しなかったということです。この分については、確かにクラブ活動費、生徒会費、PTA会費等が追加されておりますけれども、単独事業の分、予算の関係もございまして。やはり財源の関係もございまして、直接的に就学にかかわる部分、今まで支給しておりました学用品とかいうところのあたりを補助していきたいという考えから、現段階では、そのような考えを持っております。

**○議長（後藤信八君）**

松石議員。

**○12番（松石信男君）**

先ほどの認識では、要保護者については、ちゃんと国が措置するのではというふうな答弁をされたと思うのですが、しかし要保護者に対しても、この3つの項目、内容ですね。これも現在されていないわけですよ。財源が来るのに。平成22年度から文部科学省は、これを加えるようにと、お金もちゃんと出しますよと。要保護者ですね。先ほど、準要保護者の部分については、いや、それはお金がないような言い方をされてますが、先ほど私が説明したように、地方交付税交付金として国はちゃんとやっていますと言っているわけです。もちろん

地方交付税については色がついていませんので、それは基山町の判断ですよ、各自治体の。

「じゃあ、地方交付税の中に入っとるばってん、うちはせんばい」と言われればそれまでですけれども、それじゃあやはりね、私はいけないと思うのですよね。

ですから、その要保護については、もう完全に国が判断でやるわけですから、それさえも、現在その新3項目を要保護者に対しても、その支給内容に加えていないということなんですよ。だから、これはすぐにでも支給内容に加えると。ただ、そうなると、準要保護者は、「いや、それは支給しませんよ」というふうになると、これまたおかしくなるわけ。やはり準要保護者についても、地方交付税に措置していると言っているわけですから、それはやはり支給内容にちゃんと加えると。これが私は必要だと思うのです。現段階でそれは考えていませんという形でやってくると、いつまでですかというような形で、どんどん先に延びていくという形になっていくわけですから、これはぜひすぐにでも加えるということを検討していただきたい。「現段階で考えていません」というのは、ちょっと私も納得いかないということですが、ちょっと冷たいようで申しわけありませんけれども、少なくとも前向きに検討すると。何か先ほどは、いや、基山町が余りお金がないようだというような感じもちょっと受けたので、確かに各自治体の判断ですよ。ですけれども、これは非常に大事な部分ですので、先ほど言いましたように、どんどんふえてきているわけですね。こういう世相ですから、今大変なとき、子供たちが本当に教育を受ける権利がありながら、なかなか財政的とか収入の面で格差が非常に生まれているというときですから、これは本当に真剣になって考えないかん。ちょっと、再度冷たいようで申しわけないのですが、再度教育長、どのようにお考えですか。

**○議長（後藤信八君）**

大串教育長。

**○教育長（大串和人君）**

先ほど課長も申しましたように、直接就学にかかわる部分については、きちんと手当をしているわけですが、クラブ活動費とか、生徒会費、PTA会費というのは、直接というよりも、これがなければというところには、まだその必要度といたしますか、そういうところで恐らく、そういう削除というか、そうしていたのでしようが、要保護の子供たちにはそういうことが基準としてなっております。こういうことについては、今後また考えていくべきものかなど。やるということは断定はいたしません、いろんな自治体等を調べて、そういう

こともちょっと調査したいと思います。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ぜひそれは加える方向で検討していただきたいと。これは非常に大事な部分ですので、引き続き機会があれば、またお伺いしたいなと思います。

次に、生活保護に準ずる程度に経済的に困窮されている世帯、いわゆる準要保護世帯ですが、この支給基準ですね。1.2ということでございます。これは、町が独自に認定基準を設けることができるというような形になっているわけですが、先ほど基山町は、生活保護基準の1.2倍というようなことでございますけれども、それは例えばひとり親家庭などの特別な場合の基準と私は伺っておりますが、特別でない場合、普通家庭といえますか、場合は1.0倍というふうに私は認識しているところですが、それ、もう1回説明ください。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

この要保護、準要保護につきましては、要保護の生活保護法で措置されている方に対する補助ですので、これを基準にしているということでございます。これは以前から1.0ということとさせていただいておりますが、これに加えて、準要保護になりますと、もう御存じのとおり、基山町の就学援助要綱の中に、アからキまで、ちょっとたくさんありますが、世帯全員の収入が少なく生活が非常に苦しい保護者、世帯全員の町民税が非課税である保護者、生活保護が停止または廃止になった保護者、児童扶養手当を受けている保護者、国民年金の掛け金が減免されている保護者、国民健康保険の保険料が減免され、また、徴収の猶予を受けている保護者、保護者の死別、離別、失業などの特別な事情により生活が急激に悪化した保護者の方、こういったことが認められる保護者ということで、そういう方については、先ほどの1.0の方よりも幅を広げて対象にするということで、基山町の場合は一応1.2までというふうにさせていただいております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

今答弁されたように、こういうふうな教育委員会からのお知らせという中で、詳しく触れられています。今読み上げられたわけですが、1.0、もしくはこの要件に該当する方は1.2というふうになっているというわけですが、私は全体的に、非常に生活保護並みに厳しいのかなという感じがするところであります。

それで、ことし7月7日付で佐賀新聞に就学援助制度の県内における20市町の就学援助受給者と受給率ということが報道されました。これを見て、私も率直に言ってびっくりしたところがございます。基山町は、非常にという申しわけないのですが、低いというような感じが受けております。県内の20の市や町のうち、1.3倍が11自治体あるわけです。特に、10市10町ですから、その10町のうち1.3倍が7町あります。言いますと、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町、これ1.3倍なんですね。1.3倍でないのは、基山町と吉野ヶ里町、上峰町、1.2倍以下です。何でかなという感じが率直に受けております。

そしてあと、受給率を見てもみますと、この大町町や江北町、これ10%、人口のですね。つまり10人に1人が受給を受けているわけです。先ほど県内では、この報道にあるように、10人に1人が就学援助制度を受けていると、受けられるというふうに報道されているわけですが、先ほど答弁にあったように、基山町では小中学校の全校の児童生徒数が1,417名ですから、そのうち71人という形になっています。そうしますと、5%程度です。いわゆる20人に1人という形になっているんです。大変少ない。もちろんいろんな事情はあります。ありますけれども、例えばこれでいけば、みやき町などの子供は就学援助は受けられるけれども、基山町では受けられないという格好になるわけです。こういうことがあっていいのかと。教育の機会均等とかいろいろあります。私、基山町の受給者が少ないというのは、それは一概には言えませんけれども、やはりここにも1つの問題があるのではないかと。原因があるのではないかと。ほとんどといいますか、10町のうち7町は1.3倍まで緩和していると。ところが、基山町は1.2もしくは1.0と。私に言わせれば、平均から厳しくしているというところに、基山町の受給者が少ないというのも1つの原因があるのではないかと考えているところでもあります。

そこで、さっきも、何回も言いますが、非常に今子供たちの貧困化が進んでいます。少なくとも基山町の子供たちが安心して、教育や医療が受けられるというふうに私はするのが必要だと思うのです。この基準はぜひ調べていただいて、引き上げるということが、私は今求められていると思うのです。これについて、御見解をお聞きします。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

ただいまの佐賀新聞の資料ですけれども、確かに基山は1.2ということで、あと1.0は佐賀市、吉野ヶ里町、上峰町が1.0と。あとは、教育委員会の合議とかというところで、倍数をはっきり明示されていないところも幾つかあるようです。確かにこの1.2というところを1.3に引き上げて、どのぐらいの対象者の方が基山町としてふえるのかというのは、ちょっとわかりません。本当にこちらの思惑どおり、希望どおりぱっとふえるかというところは、ちょっとどうかなという感じもします。

先ほど教育長のほうから答弁しました71名というのは、平成24年度、今の段階の分です。昨年度の実績としては90名おられました。いろいろこういう議員が言われるように、いろんな事情ですから、家庭の事情といたしますか、そういったところでいろいろ変わってくるのではないかと考えております。どんどんよくなるということは、まずないかもしれませんが、そこら辺の事情で、対象者の方が申請されたり、されなかったりというのがあるといいます。そのあたりで、一概にこれをぱっと引き上げたところで、本当にいい方向にぱっと向かうのかなという感じもします。やはりこちらも県内の状況を見れば、議員御指摘のとおり、1.3というところを言明されているところもありますので、そのあたりはちょっと実態とかも調べさせていただいて、調査をさせていただきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ぜひ調査して、私は1.3倍に基準を引き上げれば、対象者、その枠内に入ってくる人が、私はふえると思うのです。私が知っている人でも、申請したけれども却下されたという方もあります。だから、その辺の1.2ぎりぎりといいますか、ちょっと超えるぐらいとかいう人たちは却下されていくと。もちろんさっき説明があったような内容で、柔軟に対処されている分は確かにあると思いますけれども、やはり基準は基準として、きちんとその辺は1.3倍に引き上げていくと。そういう中で、その対象者も、もっと子供たちに対する援助も広がっていくということが、私は必要だと思いますので、やはり引き上げる方向で、ぜひこれは検討していただきたいと思います。ちょっとほかの自治体との関係で申しわけないのですが、

ちょっと基山町がそういう意味でどうなのかなと。このままでいいのかなというふうに私は疑問を持っていますので、ぜひそれは検討して、前向きに改善していくということが私は必要だと思っています。

それで、今ちょっと答弁とか、私の質問の中で言ったわけですがけれども、特に準要保護については一般財源化されているわけですから、基山町の判断という部分が相当出てくるんですよね。今、非常にこういう経済危機とか貧困が広がっている中で、本当に子供たちの就学、勉強を保障するセーフティネットであるわけです、これは。だから、この就学援助の支給を抑制するような方向には、絶対私はいってはいけません。就学を保障するということが、私はこの自治体の大きな責務であると思うわけです。

町長にお聞きしますけれども、常日ごろ教育は大事にせないかんということを言われているわけですが、私は基山町の姿勢が問われると思うのです。基山町は、町長はどのような御見解なのかですね。このような実態を見たときに、「このままでいくよと、基山は。ほかのところは何と言おうと、基山は基山で、判断でよかつちゃけ」ということでいいのかと。どのように思われるかです。やはり私は、少なくとも町長は教育を自負されるならば、ちゃんと子供たちにそういう教育を受ける権利といたしますか、そのお金があるなしで、いろんな差が出ないように、きちんと保障を自治体としてもやっていくと。これは非常に大切な部分だと思うのですが、町長、ちょっと御見解を。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに私も教育の大切さとか、あるいは機会均等とか、そういうことは大事な部分だろうとは認識しております。しかし、ここで1.2倍、1.3倍というようなこと、どう取り扱うかということは、また、教育委員会とも話し合っただけで勉強していきたいと思っています。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

私は、この件については、準要保護世帯の基準については、生活保護基準の1.5倍化は私は必要だと思うのですが、少なくとも他市町村並みの基準は、ぜひなるように、ぜひ努力していただきたいと。このことを申し上げて、次に移りたいと思います。

それで、障害者福祉についてであります。今回、障害者福祉について取り上げさせていただきました。なかなか私も勉強不足で難しく感じたわけですが、しかし非常に大事な部分ですので、若干議論もしながら、していきたいと思っております。

障害者自立支援法の廃止が日程に上って、いろいろ政府内で検討されてきていたわけです。その結果、先ほど言いましたように、障害者自立支援法の名前が変わって、障害者総合支援法というふうになったわけです。ですから、私は抜本的に変わったのかなと。廃止すると言っていたわけですから、障害者自立支援法は、さっき言った、第1回目の質問で申しましたように、さまざまな問題が、障害者団体、国の中から出て廃止すると言ったわけですが、これ変わるのかなというふうに思ったのですが、どうもはっきりしない。変わったのか、変わっていないのかはっきりしない。先ほどちょっと答弁あったわけですがけれども、ちょっとはっきりしないわけですがけれども、具体的にどうなったのですか。課長、その辺どのように変わったのか、変わるのか、ちょっとそこ説明ください。

**○議長（後藤信八君）**

真島健康福祉課長。

**○健康福祉課長（真島敏明君）**

一番最初の回答の中で町長のほうからも申しましたように、障害者総合支援法につきましては、一応今のところ、平成25年4月1日から施行ということ聞いております。この話につきましては、現政権下の話ですので、また今度選挙があつていますので、政権が変わるとするならば、この考え方も当然変わっていくだろうなというふうにちょっと私は思っておりますので、国のほうからはまだ、選挙の関係もあるんだろうと思っておりますけれども、はっきりとした障害者総合支援法については出ておりません。4月1日からなるだろうということだけは聞いておりますけれども、それもよくわからない状態ですので、現在の状況としては、情報としてはそんなところでございます。

**○議長（後藤信八君）**

松石議員。

**○12番（松石信男君）**

私がいらないはずですね。本当にはっきりしない。どぎやんなっちゃうかというふうな感じでございますけれども、若干、この間、政府内で廃止に向けた検討もされているわけですが、そのこともちょっと報告しながら、私の知っている限りについてはちょっと報告もし

ながら、意見も聞きたいと思いますが、障害者自立支援法を廃止するという事になって、障害者団体なり政府内で協議がなされております。障害者自立支援法廃止後の新しい法律をどのようにつくるかということで、政府の障害者制度改革推進会議内に設置をされました、総合福祉部会が議論の結果、昨年8月末に出した、障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言によりますと、特に先ほど問題になりました応益負担の部分ですが、利用者負担については、次のようなまとめがされております。

まず1つは、他の者との平等の観点から、食材費や光熱水費等の誰もが支払う費用は負担すべきであるが、障害に伴う必要な支援は原則無償とすべきである。ただし、高額な収入のある者には、収入に応じた負担を求める。その際、認定する収入は、成人の場合は障害者本人の収入、未成年の障害者の場合は世帯主の収入とすると。また、高額な収入のある者の利用者負担については、介護保険の利用を含む必要なサービスの利用者負担を合算し、現行の負担水準を上回らないものとする必要があると。

なお、医療については、障害者の全ての医療費を全額公費負担というのではなく、障害に伴う医療費の自己負担を公費負担にすると。実費負担については、通所施設等の給食の食材費は自己負担とするが、給食をつくる人件費、また、障害が重く、特別な言動に係る費用を必要とする場合は、障害に伴う必要な支援として、利用者負担とせず、公的に支援すべきであり、送迎利用料も同様な扱いとする。さらに、ガイドヘルパーの交通費、入場料等は障害者本人負担の現状をやめ、公的支出か交通等事業者負担とすべきであると提言しています。このように、政府内に置かれた総合福祉部会の提言では、徹底して障害に伴う支援を分析しまして、障害のない市民が社会生活を営む上で支払うことのない利用料は、負担しないことが原則となっているわけです。

ところが、来年4月から施行されます障害者総合支援法には、この総合福祉部会の提言内容がほとんど反映されていないと。今言った内容が。現行の自立支援法を一部手直したものにすぎないということが、提言をまとめた委員とか障害者団体の中から出て、物すごく強い批判が出ているわけです。ですから、何かはっきりしない。

障害者総合支援法では、今のところはっきりしているのは、障害を自己責任として、家族収入を含めて、応益負担を課す仕組みはそのままになっていると。本人の必要性もまた考慮せずに、利用抑制の手段となっている障害者程度区分ですね。介護保険と一緒に、同じようなやり方ですが、認定制度の廃止も先送りされているというのが、今度4月から始まる障害



者総合支援法の内容で、非常に障害者自立支援法を廃止して、新しい法律をつくるというふうになっているわけですがけれども、そして政府内でいろいろ障害者も入って提言された内容も、本当なら反映されないかんかったのですけれども、それも反映されていないというのが現状です。だから、結局どこがどう変わったかさっぱりわからないというのが、そういう状況になっているわけですね。その辺は、ぜひ頭に入れておいてほしいなと思います。まだ、具体的内容はわかりません、さっき課長が言われたように。

次に、特別支援学級のエアコンの設置ですが、先ほど、現段階では考えていないと。今後調査するというございますけれども、私は特別支援学級になぜエアコンが必要なのかなというふうに考えたときに、やはり支援学級に通学されている方については、まず体調の維持管理の問題、それが困難という部分があるということをお聞いているわけです。だから、その辺を見たときに、今度つけるのは、再来年度か、つけるのは、あくまで受験に向けての対策という面が非常に多いわけですがけれども、私は受験だけではなくて、やはりそういう特別支援学級に通学されている方についても検討すべきだと思います。

今現在、県内調べてみますと、小城市、武雄市、これらは今エアコンをつけられています。ですから、エアコン設置というのは、御承知のとおり、国庫補助があるわけです。ですから、ぜひ私は受験対策というだけではなくて、こういう特別支援学級についても、前向きにつけていくということについて、努力していただきたいというふうに思うわけですが、今後調査しますということですが、再度その辺お聞きします。

**○議長（後藤信八君）**

内山教育学習課長。

**○教育学習課長（内山敏行君）**

今、松石議員が言われましたように、年度は来年度か、次になるかわかりませんが、とにかく中学生の3年生を対象にということで、今財政上の部分でお願いしようと思っているわけですがけれども、いずれにせよ一度に全部はできない状況だろうと思っています。やはりそのあたり、本当に必要な部分、しっかり調査をして、つけるとしても段階的なやり方でしか無理だろうと思っておりますので、これはもう町長あるいは財政と協議しながら進めていかなければならないというふうに思っております。

**○議長（後藤信八君）**

松石議員。

○12番（松石信男君）

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、地域生活支援事業についてお伺ひいたします。

地域生活支援事業、先ほど利用者が多いのか少ないのか、ちょっと判断はできませんけれども、6つの事業があるわけですが、今2つの事業だけ報告していただいたのですが、ほかの事業の状況も、利用者の状況もちょっと説明していただきたいと思います。

それで、もう一つは、6つの事業のうち、相談支援事業とコミュニケーション支援事業については無料と、あとは1割負担ということに見ていいのですか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

地域生活支援事業につきましては、先ほど議員も言われましたように6項目ございまして、町長が答弁の中で申しました、移動支援事業と日中支援事業につき、それ以外には相談支援事業というのがありまして、それにつきましては、1市3町でお願いしています鳥栖のほうに「キャッチ」というのがありますけれども、そこをお願いいたしまして、相談支援事業を展開いたしております。昨年が、実績で210件程度相談があったということで、ことしは300件ぐらいあるのかなということで見込みをいたしております。

それと、コミュニケーション事業につきましては、手話通訳の方を月2回、第2と第4水曜日にうちの健康福祉課のほうに設置をいたして、午前中だけですけれども、設置をいたしてから、そのときに、もしそういう方が来て、用事とかあれば、その辺に合わせてから相談に来ていただくということで、そういうふうにしております。手話通訳者派遣につきましては、月2回ですので年24回開催していると。でも、実績的には、まだ今年度につきましては、四、五件ぐらいしかやっていないということでございます。当然この相談事業とコミュニケーション事業については、無料で行っております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

そうすると、あとは1割負担ですね。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

はい、原則は1割負担でございます。あと、課税世帯なのか、非課税世帯なのかで違いますけれども、原則1割負担ということですが、非課税世帯につきましては5%と、普通10%なんですけれども、非課税世帯は5%ということになっております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

一部は5%という形で、これについてはこの地域生活支援事業というのは、基山町で行う事業と。基山町が、各自治体の、先ほど言いましたように、状況に応じてやる事業となっています。ですから、基山町で決められるし、もちろんいろんな法的な部分はあると思いますけれども、私はいろんな利用料も含めて、基山町で決めていいという形になっていると思いますが、それはそうですか。1割と必ずなるわけですか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

地域生活支援事業につきましても、国から2分の1、県のほうから4分の1、補助をいただいておりますので、国のメニューがございますので、その中で各自治体で運用する段階で少し独自性を出していいですよということですので、そのメニューから外れると、補助対象になっていかないということがございますので、国のメニューに応じたところで、うちを行っているというところがございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それで、先ほど相談支援事業とコミュニケーション事業が無料となっているということがありますけれども、今移動支援事業については、20人ということで、多いのか、少ないのか、私わかりませんが、あります。この移動支援事業については、ここに書いてありますように、ガイドヘルパーを派遣して、移動時の支援を行うというふうになっているわけです。それについてですけれども、その移動支援事業の中に、通勤通学とか、病院での介助、これにも使

えるようにしてほしいという声もあるわけです。そうすると、その移動支援事業の利用料についても軽減してほしいと。1割負担ですよ。先ほど言われたけれども、5%とか何とかとちょっと言われただけでも、そういう声もありますけれども、これについてはどのようにお考えですか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

移動支援事業につきましては、社会参加の意味も含めまして、例えば映画を見に行きたいとか、あと野球を見に行きたいとかいうときに、移動支援事業を利用してから、行っていただくということになっておりまして、これは先ほど申しましたように、課税世帯が10%、非課税世帯が5%ということで利用料はお願いいたしております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

最後に、障害者の雇用についてお伺いいたします。

今答弁ありまして、法定雇用率2.1%に対して2.56%ということで、基山町は突破しているということで、非常に積極的だというふう受けとめております。ただ、身体障害者が3人で知的障害者がゼロということなんですが、これはどういうわけですか。応募者がいないということなのでしょうか。ちょっと説明をお願いします。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

現在、身体障害者の中には、まず職員が2名、それからこの法定雇用率の中に不足しておりましたので、昨年1名の応募をかけまして、応募者があって面接を行っております。それとあと、障害の方に行ってもらいます業務と面接等を考えた中で、適任者の方が、身体障害の方を雇用したという形になっております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

済みません、知的障害者の方からの応募はないわけですか。再度。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

知的障害者の方も応募はあっております。しかし、業務の内容等を見て面接を行った中で、適任の方がそういう身体障害者の方だったという結果になっております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それで、御存じだと思うのですが、来年度から法定雇用率が2.1から2.3%に引き上げられます。教育委員会も2%から2.2%に引き上げになります。さらなる雇用が求められると思うわけですが、それでさっき言った、現段階では2.1と、教育委員会は2.0というわけですが、現在身体障害者と知的障害者については雇用するというふうになっているわけですが、来年から精神障害者ですね。精神障害者手帳を持っておられる躁鬱病、てんかん、統合失調症などの患者の方、これも雇用が義務化されていくわけです。これについて、御存じですか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

その点につきましては、うちのほうも把握いたしておりますが、先ほども言いましたように、業務の内容と面談を行った結果で、その辺の雇用については検討していきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ぜひ精神障害者も、私これ、障害者福祉計画を立てられるときに、町民の障害者の方にアンケートを求めているわけですが、その中でアンケートの結果を見て、私ちょっと驚いたといえますか、精神障害者の方が、今後働きたいという人が非常に高くなっていますということが書いてあるんですね。精神障害者の方も働きたいということで、非常に高い率を示しております。しかし、なかなかそうはいつでも、さまざまな課題があると思います。だから、

そういう精神障害者の方も含めて、職場に定着できるような支援体制がなくては、なかなか定着できないという格好になると思いますので、その辺はぜひ精神障害者も雇用できるような支援体制をつくっていただきたいということを最後に求めまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（後藤信八君）**

以上で松石信男議員の一般質問を終わります。

ここで14時30分まで休憩します。

～午後2時20分 休憩～

～午後2時30分 再開～

**○議長（後藤信八君）**

休憩中の会議を再開し、次に、河野保久議員の一般質問を行います。河野保久議員。

**○5番（河野保久君）（登壇）**

皆さん、こんにちは。5番議員の河野保久でございます。師走の多忙な中、今雨も降り出しました足元の悪い中、傍聴にお越しいただき、ありがとうございます。今回も、住民としての目線を忘れず、質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回の質問は3点です。

1点目は、鳥栖・三養基地域ビジョンの答申が11月末発表されたことを受けて、その中で私たちの住んでいるけやき台という基山の中の一コミュニティのことを考え、町との認識を共通していくことは、今だからこそ重要という認識から、けやき台の現在、そしてこれからについての見解を伺いたいと思います。

2点目は、私が育成会の町民会議の副会長の職についていたときに始まった、いや、正確に言いますと2回目ですか。それ以前に青年団で通学合宿を行っておりましたので、正確に言うと2回目ということになるかもしれません。通学合宿について、ここ3年続いておりましたが、今後の発展の契機となればと思い、その点についてお尋ねいたします。

3点目は、昨年6月、初めての一般質問の際にも、一番最後に町民体育大会のことについて何点かお伺いしましたら、その点、時間の関係でちょっと消化不良な点もあり、また、それから以後、2回、町民体育大会がございました。その中で感じたことも含めて、このイベントをもっと楽しくしていくためにはどうすればいいのかという提案の意味も含めて、御質問いたします。

それでは、具体的な質問に入ります。

まず、第1点に、けやき台について、現在と将来について。

1、けやき台という地域をどのように認識されているのでしょうか。町にとって、この地域はどんな存在なののでしょうか。所感をお示してください。

2番目、現在の安心・安全対策、環境整備をどのように考えているのでしょうか。ア、団地内道路の安全対策、イ、集会道路を含めた防犯灯の設置状況は十分と考えられているのでしょうか。ウ、駐車場の不足の対策です。エ、緑地維持管理についてどのようにお考えでしょうか。

3番目、これから、今後のけやき台についてどのようにお考えになっているのでしょうか。

1点目、どんな地域にしていきたいのか、あるいは、どのような地域でけやき台があつてほしいのか、町はどういうふうにお考えなののでしょうか。お考えをお示してください。

2番目、それを実現していくため、それを実行していくために、町でお考えがあれば、具体的な施策をお示してください。

2番目、通学合宿についてです。

1番目、この事業の目的及び意義をどのように考えておられるのか、所感をお示してください。

2番目、予算の総額と収入及び支出の内訳をお示してください。

3番目、この事業を単独事業として予算化し、ますます発展するというような方向性はお考えになっていないのでしょうか。

3番目、町民体育大会についてです。これは、もっと僕は楽しくこの事業はならなきゃならないという意味合いも含めて、何点か提案、兼、御質問させていただきます。

1番目、全種目に対して得点をつけ、総合優勝を競うようにできないのでしょうか。

2番目、むかで競走に決勝レースを導入できないのでしょうか。

3番目、仮装大会とか応援合戦とか、そういうような、何というのでしょうか、楽しみのある、そういうようなものを取り入れた町民体育大会、全員の町民体育大会というようなものにできないのでしょうか。以上についてお尋ねいたします。

以上で初回の質問を終わります。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

河野保久議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、1項目めです。2項目め、3項目めは教育委員会のほうからお願いします。

1項目めのけやき台について、現在と将来、(1)けやき台という地域をどのように認識しているかということ、町にとってこの地域はどんな存在なのかということ所感を示せということでございますが、けやき台につきましては、年齢別構成を見ますと、現在60歳代が700人程度、50歳代が1,100人程度、それから一方40歳代が420人程度、30歳代が280人程度、20歳代が660人程度となっています。町としましては、今後急速な高齢化が進展する地域かと考えております。

しかしながら、私もけやき台に限らず、ほかの新しい地域はまだよく知らないわけでございますが、いろんな方が住まわれていると思われまして。そういう隠れた人材の地域だろうと思っております。それだけに、これから定年を迎えられた方々のまちづくりへの積極的参加が得られれば、非常にその地域も、あるいは基山町全体のまちづくりもできるのではないかなど。いいまちづくりができるのではないかなというふうには感じております。

それから、(2)の安心・安全対策、環境整備をどのように考えているかということ、アの団地内道路の安全対策ということでございます。けやき台4区の区長さん方からのまちづくり提案（平成23年3月26日）につきましては、町道白坂久保田2号線の横断歩道2カ所、第15区公民館西側交差点の一時停止線は、現在公安委員会と協議をいたしております。また、町道けやき台16号線のスピード制限表示につきましては、町工事で今年度中に設置いたします。

イの周回道路を含めて、防犯灯の設置状況は十分と考えているかということでございますが、一応防犯灯としての役割は果たしているものと考えております。

ウの駐車場不足対策ということですが、駐車場不足に関しましては、従前から要望も出ておりますが、これまでほかの住宅団地でも設置したことがありませんので、基本的には町で設置することは困難であろうかと考えております。

エの緑地維持管理ですが、けやき台の緑地維持管理につきましては、けやき台緑地維持管理委託料として、毎年予算計上し、実施をしております。今年度、コミュニティ道路の草取り等について、協働化事業として提案をいたしております。

(3)けやき台のこれからについてどのように考えているかと。アのどんな地域にしていき



たいのか、あるいは、どんな地域であってほしいのか考えを示せということでございますけれども、先ほども申しましたように、このままでは今後高齢化が進み、地域コミュニティの活力が衰えていくことが考えられます。何とか地域の活力を維持できる方法を考える必要があるかと思えます。しかし、今後どのような地域であってほしいのかという問題につきましては、まちづくり計画の制度もありますので、まずは地域の方が自主的に考えられたほうが、よりよいまちづくりができるのではないかと考えております。

それから、イの、アを実現していくために具体的な施策を示せということでございますが、いずれにしても、まずは地域がどのような地域でありたいかを議論していただきたいと考えております。地域担当職員制度も実施しておりますので、協働のまちづくりの考えのもと、まちづくり計画を策定されることをお願いいたします。以上でございます。

**○議長（後藤信八君）**

大串教育長。

**○教育長（大串和人君）（登壇）**

河野議員の御質問にお答えしてまいります。2つの項目について、分けてお答えしてまいります。

まず、2項目めの通学合宿についてでございますが、(1)この事業の目的及び意義をどのように考えているのか所感を示せということでございます。子供たちを、親元から離れて共同生活をさせることにより、自主性や協調性を養い、基本的生活習慣の確立を図ることを目的としており、数日間ではありますが、日常生活とは異なる環境で学校や学年の違う児童が生活することにより、家族のきずなや自立への芽生えなどを促すことができると考えております。

(2)の予算総額と収入及び支出の内訳を示せということでございますが、平成22年度の決算額は14万6,923円、平成23年度が同じく決算額18万2,494円、平成24年度、16万7,768円、平成24年度の内訳でございますが、支出は16万7,768円でございます。収入は、参加者負担金1人3,000円で、16人の参加で4万8,000円と、残りの11万9,768円は町民会議からの予算支出となります。

(3)単独事業として予算化する考えはないかということでございますが、現時点では青少年町民育成会議の活動事業として取り組んでいるため、教育委員会による単独事業としては、考えておりません。

3項目め、町民体育大会についてもっと楽しくするためにということで、(1)全種目に対して得点をつけ、総合優勝を競うようにできないのかということですが、競技の内容については、毎年教育委員会から提案した内容をスポーツ推進委員会、体育部長会で審議し決定しております。昨年、スポーツ推進委員会からも同様の提案があり、体育部長会で審議をしてもらいましたが、競争の色合いが強くなり、誰もが出場できるレクリエーション性がなくなるのではないかと。また、競争が加熱し、けがやもめごとの原因になるのではないかなど意見があり、提案は却下されました。また、本年も体育部長会に提案しましたが、同様の理由により却下されました。

(2)むかで競走に決勝レースを導入できないかということですが、スポーツ推進委員会、体育部長会における競技内容の審議の中で提案し、御意見を伺っていきたいと思います。

(3)仮装大会、応援合戦のような娯楽的要素を取り入れられないかということですが、(2)の回答と同じように、競技内容の審議の中で提案し、御意見を伺いたいと思います。

以上、答えといたします。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それでは、一問一答に入らせていただきます。

まず、けやき台の立つ位置を確認させていただくために、けやき台の占める面積というか、それが基山町に対してどのぐらいの面積なのか、具体的な数字と大体何%ぐらいの数字かわかればお教えいただきたいのですが、よろしくをお願いします。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

けやき台は当初の計画では60ヘクタールで、基山町全体が2,200ヘクタールですので、ちょっとパーセントまであれしてありませんけれども、220分の6ということになります。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それから、これは町長にちょっとお尋ねしたいのですが、数年前の人口、けやき台の当初

の人口、世帯数を調べようと思って調べたのですが、ちょっとデータを持ち合わせていなかったもので、2年前のものがホームページの中にありましたので、それを引っ張り出してみました。その中で、1つおやっと思ったことがございました。平成22年度が、けやき台一丁目から四丁目までで1,450世帯、今年度の10月で1,456世帯に、町のデータを見るとなります。要は、世帯としては2世帯なんです。ところが、住民の数を見ると、平成22年度が4,403人、平成24年度が4,242名。この数字を見て、町長、どのように御認識でしょうか。というのは、世帯数は2世帯しか減っていないのです。人口がそれで160人減っているんです、たかだか2年で。この辺について、町長はどういう御見解なのでしょうか。ちょっと考えをお聞かせください。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）**

お調べになったとおりの数字だということでございます。しかし、これはけやき台に限ったことではなくて、どうも町内全般にこの傾向はあるということかと思えます。町内全部しますと、むしろ世帯数はふえております。ところが、人口減になっているということで、この現象はどこから来るのか。やっぱり若者の流出なのか何なのか、その辺のところはやっぱりこれからいろいろ分析していかなきゃいかんと思っております。

**○議長（後藤信八君）**

河野議員。

**○5番（河野保久君）**

私が考えるに、けやき台って、世帯のふやしようないんですよ。今回、アトラスの跡地が、いろいろ町の働きかけもあり、それから旭化成がやっとな腰を上げてくれたというか、どっちが適当なのかちょっとわかりませんが、20世帯相当の住宅を建てていただく。やっとな世帯がふえる。でも、空き区画といたら、もう幾つでしょうか。私の認識する範囲では、もう数えるほどしかない。ということは、世帯をふやすのは、20世帯プラスアルファしかない。人口が減っていくというのは、要は20歳代前後の大学に行った子、そのうちの何割が行くという数字は持ち合わせておりません。それから、22歳、23歳になって、大学を卒業して、それで町を離れていった子たちが何人、かなりのウェートを占めるのではないかな。で、どういうことを……僕ら住民として、どういうふうにして、例えばそれが……一

番怖いのは、離れていったままになることが一番怖いのです。一時的にそういう就職の関係、それから学校の関係、離れていくのはいたし方ないかな。ただ、やはりこちらに働き場所があって、こちらに戻ってきて、そういう若い人たちがこちらに戻ってくるような、また新しい家族を形成していただこうような、そういう世帯にしていきたいと思うのですが、その辺について町長のお考えはいかがでしょう。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私も全く河野議員と同じようなことを折々考えているわけでございます。本当にどうしたら減少が食い止められるのか、戻ってきてくれるのかということでございます。これをどうすればという即効薬というか、ございませんけれども、やはり今のコミュニティを大事にさせていただいて、けやき台のよさを出していただいて、であれば、やがていずれはまた若者が帰ってきて、お子さん方も帰ってみえて、活性化、元気な町ができるのではないかと。その辺のところを私なりに思っているところでございます。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

その辺は難しいところもあると思います。ただ、やっぱりけやき台というか、まず基山が魅力のある町でなければいけない、これは前提です。その中でも、やはりそのたかだかと言ってはなんですが、あれだけの狭いところに、人口でいったら23%、ざっくり言うと4分の1の世帯と人間の……新しい、移り住んだ人間が住んでいる地域だというのは、基山の中でもある意味では大きい存在なのかなという気は僕はしていますので、前に自治会長をやらせていただいたときに、というか、当初のときは運営委員会をやると、例えば300世帯の意見を聞くと300通りの考えがあるんですよ。昔住んでいたところはこうだったよという方がほとんどでした。だけど、僕らがそのときに言ったのは、みんな移り住んで、縁あって基山に住んだんだから、やっぱりこの土地になじむところはなじんでもらって、ただし僕たちが住みよい町にするためには、発言していく町じゃなきゃいかんよねというような話をした覚えがございます。そんなことも考えつつ、では、現状の問題についてどうなんだろうかについて、これからお伺いいたします。何点かですね。

まず、前回の久保田白坂2号線のと きにもちょっとお伺いしたのですが、団地内の道路の安全対策、これはこの前の町長の協働のまちづくり提案のところのあれで、1年間のあれを見たときに、3月26日に4区長で提案書が出されて、その中でいろいろスピードの出し過ぎについて、それから横断歩道について、それから一時停止かな、それと徐行のあれをつけてくれというようなあれになったのですが……で、理解しております。まず、ちょっと確認です。スピードの制限表示という中で、町道けやき台16号線という表現をされているんですが、そこは周回道路と判断してよろしいのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

要望がっておりますスピード制限表示区域は、15区の公民館の西側にあります曲がり角付近ですね。その付近のところのスピードを落としてまいりたいというようなことの要望になっております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

ちょっと僕の認識不足ですかね。提案書、御存じですよ。町長からの回答書もありますよね。それを見ると、何かスピード表示も考えるというようなことがあったから、逆に言うと、スピードの制限の緩和の表示ってどういうことなのかなって、今お伺いしようかなと思ったら、それはないよ、何かその徐行のあれを……まあ、確かにね、この回答書の中では、確かに二丁目のところと四丁目のところには徐行運転を何か表示しますという回答は、この地図の中に表示されています。そのほかに、何かスピードの制限もというような表現があったので、それはどういう内容なのかなと思って御質問差し上げたのですが、それは特に考えていないということですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

これ、23年3月26日ですので、かなり年限がたっておりますけれども、その時点でいろいろな経過がございまして、それを、ちょっと長くなるかもしれませんが、許していた

だきたいと思います。

それにつきましては、24年4月20日に、けやき台の4区の区長さん方に、私たち、まちづくり推進課のほうで鳥栖署といろいろな交渉をやりました。その中で、やはり規制がかかりますので、地域住民の方の合意を得てくださいというふうな回答でございましたので、その回答も、4区の区長さん宛てに、24年4月20日付で発送いたしております。

その間、いろいろけやき台の区長さん方でお話し合いがありまして、今度は24年10月19日に、4区の区長さんから、町へまた要望を、再要望の合意ができたので、それは警察のほうと話を進めてもらいたいというふうなことです。その項目が、先ほど言いました、白坂久保田2号線の横断歩道の2カ所と、15区公民館から上がってくるところの一時停止ですね。それと、そこのカーブのところのスピード制限の表示をお願いしたいと。その4項目が最終的に挙がっておりましたので、それに基づく回答を先ほど町長のほうから答弁したところでございます。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

では、要はその線で話を進めていただけるということですね。時期的には、いつごろというふうなめどはお持ちなのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

横断歩道の2カ所につきましては、公安委員会の許可もいただいておりますけれども、一時停止につきましては、なかなかその規制がかかるルールがございますので、その件につきまして、今月21日に鳥栖署のほうから出向きまして、けやき台4区の区長に説明をしたいというふうに伺っております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それをもって、最終判断を下すという考えですか、その一時停止について。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

その規制がかかる分につきましては、公安委員会の許可が要りますので、それを受けて、話し合いがつけば、それで公安委員会のほうで実施されると思っております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

わかりました。ぜひ早急に話を進めていただきたいと思います。

それともう一つ、これは白坂久保田2号線がもし開通したら、仮の話なんですけれども、僕が一番危惧するのは、あっちのほうから来て、小学校に向かう中央通り、まさしく白坂久保田2号線で、僕毎朝あそこで安全指導というか……やっているんですよ。あそこ、ちょうど下り坂になっているんですよ、最後、抜けるほうが。かなりスピード出すんですよ。あそこも何か、それはモラルの問題と言ってしまうと、それまでなんでしょうけれども、何か工夫してというか、安全を喚起するようなものがないのかな。あそこが一番飛ばしやすいですものね。以前は、今はないですけども、あそこに暴走族が入ってきて、バイク飛ばしてくるのは、大体あの道からぐるっと回っていったりしていましたものね。一番スピード出しやすいところなんです。これは要望なので、何かお考えがあればお聞かせいただきたいし、御検討いただきたいと思うのは、何かそういう安全対策というか、できるものはないのかな。御検討いただきたいと思っておりますけれども。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

やはり一番には、運転者の方でも、運転される方のモラルの問題だと思いますけれども、やはりそこは学校施設ということで、地域の方、そういった方の御協力が一番大事じゃないかと思っております。今のところ、特段、それに対する安全な対策と申しますか、そういったものは持ち合わせておりません。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

何かその辺は、そういう治安、警察になるのかどうか、そういうところとも御相談して、何か知恵があれば、住民ともども考えるような形でとっていただければと思います。

それから2番目に、防犯灯のことをちょっとお伺いしました。おかげさまで僕の知る範囲、防犯灯はかなりけやき台、以前に比べるとしっかりとつけていただいているなど思っているのですが、夕方散歩すると2点ほど気になるところがあります。まず、けやき台から三丁目をスタートにしてください。真っすぐ歩いていると、ため池がございますよね、調整池ですね。その先に、鉄塔ののり面がございますものね。あそこのところが、ぱたっと暗くなるんですよ。まして、僕が散歩して怖いと思うのは、そこともう1カ所が、ずっとそれから四丁目のほうを回って行って、憩いの広場みたいなところがあって、タンクののり面がずっとあって、しばらく行くと水道企業団に上がる道がございます。あそこからまたのり面になっていますよね。以前、駐車場の候補地になっているようなところですよ。あそこのあたりの半分ぐらい、あの一角の半分が、また、ぱたっと暗くなるんです。

夜歩いていると、特に最近日は暮れるのが早いですから、夕方でもちょっと歩くと、でこぼこも大分直していただいたのであれですけれども、まだちょっとそういうところもあったりして、非常に危険なので、ちょっと一度、もしあれだったら見ていただいて、何らかの対策を立てていただきたいのと、もう1カ所が、ちょうど三丁目の公民館があって、いわゆる16号線、外周道路を上がって行って、入り口があるんですよね。そこのところが、ほかのところは見てみると、どちらかに必ず明るい何か防犯灯がついているので、入り口がわかるんですけれども、なぜかそこだけ両方がないんですよ。よく……前、住民の方も、私初めてこっちに移ってきたんだけど、どこから入っていいのか時々わかりづらいので、何とか考えていただけないでしょうかみたいな話をされたことがございます。ぜひ、これはこちらになるのかな。もしあれでしたら、早急に、場所は御案内しますので、場所を見ていただけないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今の議員御指摘の3カ所につきましては、私も夜回りましたけれども、1カ所目の鉄塔のところにつきましては、私が行きましたときは、まだ3号線の明かりがありましたので、そう感じはしませんでした。



2点目の高架水槽のところですね、水道のところ。あそこにつきましては、当然高架水槽のり面のところについては、民地がありませんので、どっちかという、今当然水銀灯…防犯灯…失礼しました。防犯灯につきましては、電柱に添架というのを基本にしておりませんので、民地側のほうに防犯灯が付きまして、今議員おっしゃいますように、斜面のほうは若干暗うございましたけれども、両歩道を明るく防犯灯をつける必要もないのではないかなというふうな見解にありましたので、ここについては先ほど町長が申しましたとおり、防犯灯の役割は果たしているのかなということと、3点目につきましては、ちょっと私現場がよくわかりませんでしたので、そこについては1回現場のほうを見たいと思います。

**○議長（後藤信八君）**

河野議員。

**○5番（河野保久君）**

ぜひお願いいたします。

今度、アトラスがあったところに旭化成は住宅を建てるじゃないですか。何で僕あそこが心配になったかという、例えば遅く来られて現地見られてこられた方は、こんな暗いところを歩いて、よく今逆に言うと、アトラスの方からそういう話が出なかったなと思っているんですよ、僕。もしそういうときに帰って、あそこに住宅を建てたら、真っ暗ですよ、ずっと帰るまで。なので、そういう話をさせていただきました。ぜひ御検討ください。

それから、駐車場については、今まで実績がないかなということで、特段考えていないということですが、何かいい知恵があれば町も一緒に考えていただきたいということと、1つ教えていただきたいのは、白坂久保田2号線のところを真っすぐ来て、小学校のほうから来て、こういうふうに行くと、右手が一丁目、三丁目になるわけですね。左手が二丁目、四丁目になるわけです。二丁目、四丁目のほうは、道路から見るとのり面になっているので、こっちに駐車場がつかれないわけです。ところが、三丁目のほうは歩道橋というのか……歩道のあれがあって、そこちょっと植栽が植わっていて、崩せば駐車場になるんですよ。何軒か、もう3年、4年前ぐらいになるかな。三丁目の方でも、どうしても車の置き場がないから、つくれんもんかねということで町に問い合わせたら、僕の記憶なんで間違いがあったら指摘してください。そのときに、まず条件としては自費でやってくださいね。それと、周りの了解も自分でとってくださいね。それから、区長さんたちの意見を伺ってくださいねみたいなことで投げかけがあったわけですよ。当時、4区長さんが話してもらって、駐車場がな

いところで、やっぱり安全第一だから、多少の植栽のカットはしようがないだろう。しかも自費でやってくれ、自分で周りの近隣の対策もやってくれるんだったら、もう認めざるを得ないでしょうねという意見で、そこができたんですよ。やったんです。幾らぐらいかかったか、それはもういいです。

そうしたら、その隣の方が、何かやっぱりそれを見て、私も行く行く年とってきたら、こっちに駐車場つけて、こっちから出たほうが便利だものねみたいなことで町に問い合わせたそうです。どこに問い合わせたのか、僕はわかりません。ただ、そのとき言われたのは、隣につくってあるから、そんなに植栽ばかりカットされたら困るので、ちょっと無理ですねみたいなことを言われたってこっちに連絡があったんですよ。何でそう見解が違うんでしょうかというようなことも言われた記憶があるんです。それから何軒かは、今一丁目のほうも駐車場をつくられている方がいます。町として、あれはどういうことなのか。何か具体的な決まりとか、そういうものがあるんなら教えていただきたいし、これからそういう話が出たときにはどう対処していただけるのか。それだけでも見解を示していただけないでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

天本まちづくり推進課長。

**○まちづくり推進課長（天本正弘君）**

私たちが聞いておりますのは、当初は、けやき台団地で売却されるときには、そこでいきます幹線道路ですね。白坂久保田2号線については出入りはさせないと、交通安全上からですね。ということで、そういう決まりがあったということでございますけれども、やはり販売から20数年たっておりますので、いろいろな形態といたしますか、住んでいる方の御高齢とか、そういったこともありますし、そういったことで車の台数とか、そういったことがありまして、そこを家の出入り口としてあけてもらいたいというふうな要望があつて、それに対処したということは聞いておりますけれども、そこで、では、その許可を受けるためにはどうかといいますと、それは道路法の第24条の許可が必要になろうかと思っております。

**○議長（後藤信八君）**

河野議員。

**○5番（河野保久君）**

これ、話していてもあれなので、要は昔ほど規制がきつくないよ。ただ、お互い納得ずくでやっていきましょうねという、平たく言っちゃうと、そういうことでいいんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

先ほど議員がおっしゃいましたように、過去に区長さん方との協議もあっておりますので、それを尊重しながら、町のほうも対処してまいりたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

非常に住民の中のそういうトラブルの原因にもなりますし、非常に慎重に扱っていただかなきゃいけない面もあるので、その辺は区長さんだけに任せるのではなく、町のほうもいろいろな考えを検討していただきながら対処していただければと思います。

それから、緑地の維持管理についてですが、これは現在協働事業でコミュニティ道路の何か草取りをやっていただけませんかみたいなことで提案されていることもあるということですが、これはあれなんです、700万円基金を取り崩して、この中にちょっと気になる文言は、「緑地管理のために寄附された基金も底をつき始めていることから」ということが、堂々とこの理由の中でまかり通っているのが、ちょっと住民としてはカチンときたことかなと思っているんです。

前々から、だって、なくなるのはわかっていることで、そうではなくて、いわゆる住民、協働のまちづくりという観点でこういうことを始めているわけでしょう。で、皆さんと相談してやりましょうというのが趣旨なわけですよ。だから、余りこれを全面的に僕はこういうところに上げてほしくないんですよ。では、金があれば、では、今までどおりやってくれるんかいという話になりますものね。話としては、そうではないでしょう。要は、まちづくりの一環としてやりましょうということなんだから、そういうことでの提案であり、各区長さんとの話し合いと僕は理解しているので、そういう観点で話を進めていただきたいと思います。ですが、どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今おっしゃっているのは、区長さんからの要望があったときに、回答申し上げた部分を見

られていると思うのですけれども……あっ、失礼しました。まあ、底をついたというのは事実でありますけれども、基本的にやっていくことは、基金が底をつこうが、何しようが変わりませんが、町長は日ごろから協働化を言われていますので、コミュニティ道路の中の草刈り、草取り、あれについては住民の方でも十分やっていただけることですので、もしよければ、地域の道路というふうな感覚を持っていただいて、少し地元の方にやっていただくことはできないかなということで上げさせていただいております。

**○議長（後藤信八君）**

河野議員。

**○5番（河野保久君）**

それ以上言うつもりはございません。だから、要は、みんなで話し合いの上で、こういうことも一つ一つ協働化していくというのが趣旨だと思いますので、十分に地元の意見を尊重していただいて、やっていただければなというのがお願いです。

それでは、これから町、さっきけやき台ってどうなっていけばいいのかなということで、何か理由のところ「高齢化が急速に進み、地域コミュニティの活力が衰えていくことが考えられます」ということが書いてあるのですが、僕は高齢化になるから地域コミュニティの活力が衰えるとは考えておりません。けやき台のシニアの方というのはお元気です。で、知恵もあります。シニアの集って御存じでしょうか。でね、僕が感激したのは、そのときにたまたまうちの三丁目のシニアのクラブが弁当の係だったんですよ。ただね、「河野さん、見ちゃらん」って、こういうチラシをつくって、何も自分たちで考えてつくってくれました。こういう発想があって、こういう知恵があるんですよ。町長がいみじくもちらっとおっしゃったけれども、そういう活力がある町だし、いい意味で言うと、基山町の昔からのいいしがらみもあるでしょうし、しがらみの中には悪いしがらみもあると思います。なので、そういうものにとらわれなくて、僕はけやき台という地域は自由に発信して、いろんな意見を発信して行って、ある意味で言えば、御意見番的なところがあってもいいんじゃないかなと思っていますし、そんな考えでおりますので、ひとつよろしくお願いします。

それともう一つは、その中で、地域担当職員制度も実施しておりますから、その方たちと話をしてくださいねという文言がございました。これにはちょっとカチンときました。あのね、だって、6月からなってですよ、この中にも担当職員の方がいたらごめんなさい。けやき台のこと見ておられる方何人いらっしゃいますか。あくまでも……いろんな同僚議員が

おっしゃいますけれども、お願いしますって言わなきゃ来てくれないような地域担当職員なら、僕たちでやりますよと言いたくなりますよ。ではなくて、せっかくあるんだったら、そういうことをきちんとやっぱりやるべきじゃないですか。

それともう一つ、さっき人口が4分の1あると言いましたよね。今、担当職員は各地区に3人ずつですよ。では、けやき台4区で12人ですよ。12人で4分の1の人口のことを全部考えられるんですかっていうこと、その辺も単純に1区頭割り何ぼじゃなくて、そういうことまで細かく考えてですよ、そういう地域担当職員を配置していただければなと思います。町長、どうかその辺、課長でもいいです。お考えないでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

木村企画政策課長。

**○企画政策課長（木村 司君）**

地域担当職員制度につきましては、ひとつお願いしておきますけれども、地域担当職員が各地域のことを考えるという観点ではなくて、各地域が自分たちで考えられますので、それを支援していくという考え方で地域担当職員を配置しておりますから、基本的には各地域がやはり自分たちの町をどうしたいかということを考えられるときに、職員が出向いて情報を提供したり、法律の問題とか、そういうものを提供するという感じでやっておりますので、その辺については御理解をいただきたいと思っております。

それからもう一つ、コミュニティの活力が衰えていくということを書いておりますが、これにつきましては、一般的な事情、一般的な考えられること書いておりますので、確かに言われるとおり、シニアクラブとかがあることは、私もけやき台にあることも存じております。そういう方が活発にされていることも聞いております。私もつき合いのある方もいらっしゃいますので、そういう方が一生懸命されていることは聞いております。そういう面を生かしながら、せっかくそれだけの力があるわけですから、けやき台は恐らくそういう方、今後、先ほども述べましたけれども50代の方が1,100人いらっしゃいます。この方たちが10年すれば全部60超えられるわけです。この方たちの地域力というのは、相当なものだと思っております。そういうものを生かしながら、やはり自分たちの町がどうありたいかというのは、皆さんで考えていただきたいと思っております。

**○議長（後藤信八君）**

河野議員。

○5番（河野保久君）

まあ、これはもうしばらく並行線だから、年内やったってまとまらないでしょうから、諦めませんが、今回はこの辺でやめさせていただきます。

最後に、僕はこういう考えを持っているのですが、いろんな問題がございますよね、けやき台の問題。僕は、けやき台の自治会というのは4つ必要なんだろうか、各町名ごとに。ではなくて、1つの、こんな言い方しちゃっていいのかどうか別にしまして、けやき台区的なものがあって、けやき台区というようなことで自治をしたほうがいいのではないかなという考えを持っております。現実的に、けやき台の中ではCATVの管理施設は4区で運営しておりますし、今は町のほうに移管しておりますけれども、汚水処理施設は以前はけやき台の管理組合であって、町に移管しております。そういう実績もあるわけですから、そういうような考えも視野に入れて、けやき台という地域を捉えていただければなと思いますけれども、町長の御見解をお示しください。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

本当に果たして4区要るのかどうか、全圏けやき台1区でいいんじゃないかというような考え方もあろうかと思っておりますけれども、やっぱりそこそのこともおありでしょうから、それはそれとして、各区お話し合いをいただいて、そして先ほどからも出ておりますように、シニアの集いでもありましょし、それから祭りを一緒になさっておられます。それから、朝市といたしますか、ああいうことも4区長さん、代理さん、一緒になってやっていただいていると。そういうふうには、一緒にやったほうがいいやつは一緒にやっていただいで、そして区は区としていろいろお考えいただくというのがベターではないかなと私は思っております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

ベターではなくて、ベストを求めてください。お願いします。

では、残りというか、通学合宿についてと町民体育大会について、時間も余り、残り少なくなりましたので、要点だけ取りまとめてお願いいたします。

この通学合宿の意義というのは、確かにこのとおりなのですが、もうちょっと私が

感じているのは、中学生を少なくとも巻き込めないかなという考え方があるのです。今は小学生の4年から6年生だけの15名から20名程度で、異世代交流とは言いながらも、異世代交流ではなくて、仲よし合宿になってしまっている。ではなくて、これはちょっと例えが悪いかもかもしれませんが、この前の創作劇が素晴らしいなと思ったのは、小学校1年生から中学生までが全部一緒になってやりましたよね、1つのことを。あれも1つの、僕はそういう1つのあれじゃないかなと思うので、まずその学年の枠をどうするのかということと、予算です。

今、全部で20万円弱、参加者の人から3,000円取ってやってもらえるようですが、少なくとも単独事業で無理なら、育成会の町民会議に160万円補助金がついていると思うのですよ。そこから回しているんですよ、町民会議の人たちは各区への負担金を。ではなくて、その分だけ上乗せしてやるぐらいのことは考えることはできないのでしょうか。要は、思い入れなんですよ、町の。みんな事業……こういうことをやってくださいよって、気がついてやってみたら、こっちは削られた場合、これでいつまでもやれよだったら長続きしません。その辺どうでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

内山教育学習課長。

**○教育学習課長（内山敏行君）**

まず、最初の対象者ですね。小学生だけ。これ、最初は中学生にも声をかけたんじゃないかなと思っているんですけども、今のところはなかなか参加者がなくて、小学生だけが対象になっているということでございます。今言われたように、これについては声かけ、ちょうど子供たちと指導者の間の中学生なりの年代の子が欲しいとは思っておりますので、そのあたりはそういうふうに進めていければなというふうに思っております。

それから、その補助金……青少年育成町民会議の中で実践をしているということですけども、今までの経緯はもう議員御承知のとおりだと思っております。しかも、その町民会議の補助金についても、補助金の検討委員会等で非常に厳しく指摘を受けております。削られた部分もあったと多分思っておりますが、この本体の町民会議の中から、今言われたように、区民会議の中に流しております。それはそれでちゃんと使われているとは思いますが、そこら辺がちょっと通過してしまって、あと残りのほとんどが百何十万円流れております。残り、ではこの町民会議が何をしているのかということを見ると、確かに青少年育成の

町民大会あるいは支援体験活動等をしっかりやってはもらっていますが、もっと何か役員の中で活動を広げられないかという話もあったと思います。その中で取り組んだのが、子供の居場所づくりとか、今度の通学合宿というのもありましたので、当面ここら辺で頑張ってみてみたいかなという感じはあります。ただ、そこら辺が、本当にこの青少年育成町民会議の中で金銭的に負担になるということであれば、やはりそれはちょっと考えなければならぬかなというふうに思います。

**○議長（後藤信八君）**

河野議員。

**○5番（河野保久君）**

何でそういう発想になったかということ、実質的には町民会議の役員も参加されています。ただ、いろいろな関係機関の方の参加も得ているわけですよ。ある意味、よく見ていると、その人たちはやっぱり自分で負担なさって、お手伝いされているところをかいま見たりすると、やっぱりそういう事業というのは絶対無理な気がします。長続きしません。よかれと思っても。なので、もう一つそういう心配りが、たかだか20万円のことでしょ。されど20万円でその事業が潰れてしまうことだってあるわけですよ。なので、前向きに考えていただきたいと思います。お願いします。

それと、最後に運動会のことです。理由はよくわかりました。町民体育大会。理由もよく、何か……けがやめごとの原因になるというのは、具体的に言うと、どのような発言が体育部長の間から出たのでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

内山教育学習課長。

**○教育学習課長（内山敏行君）**

こういう点数をつけたりとか、順位を決めるとなると、結構エスカレートになって、以前多分そういう点数をつけるようなこともやっていたんですね。そこら辺が非常に難しいと。片や、競争的なものではなくて、もっと誰でも簡単にかたられるような状況にしてくれないかという意見もかなり出てきております。そういう中で、どうしても点数制にしたりとか、順位を決めるということになると、非常に種目的にも厳しくなるということ。それと、では、それを全部なくしてしまうと、なかなか盛り上がらないということで、リレーとかだけでは一応順位を決めるような、競争をするというような部分もってはありますが、これが全体



的に区の順位を決めるとかとなってくると、非常に難しいと。ひょっとしたらけがも出るかもしれないと、競い合ってますね。そこら辺が、皆の、その体育部長さんからいろいろ出ましたので、結果的にはこういう形になっているのです。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

では、むかで競走はリレーですから。ねっ、あれこそ全世代ですよ。だって、小学生から最初でしょう。次は女性陣でしょう。30代、40代のあれがいて、無制限で男性、全世代走るじゃないですか。そういうものにリレーして順位つけるぐらいのこと、いいじゃないですか。というのは、もう午後がつまらないんですよ、前にも言ったけど。もうリレーで予選落ちちゃったら、弁当食って、子供たちのパレード見てですよ、残って、理解ある方はいいですよ。一般の方に、「じゃあ、テントの後片づけしてくださいよ」って言ったって、残ってくれますか。少なくともそういうチャンスを与えて、そうやって広くやるのが体育大会じゃないですか。僕は決して悪い事業だとは思っていません。すばらしい事業だな、全世帯が。推定では6,000人だ、7,000人だ、あそこの1日で集まってくるわけですから、何かそういう楽しいもの。少しでもそうやって、「うちのがよ、ことしは頑張ったばい」その程度なんですよ。そういうことも考えてください。町としてそういうお考えがあるなら、やっぱりそういう方向で、じゃあ、ここは譲れるけれども、この辺はこうやりませんかとかいう方針を出して、いわゆる体育部長会なり、そういうスポーツ推進委員会で検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

基本的には今そういう流れ、教育委員会がある程度下準備をして、そしてスポーツ推進委員にかかって、体育部長がまた審議をするという流れでいっております。言われたように、そういうある程度の競争できるような、リレー的なものが入り入れられるのであれば、それはもう提案をしていきたい。しっかり体育部長さん方と審議をしていきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

うちの区にはスポーツ推進員も2名おりますので、多分その人たちからもそういう意見が出たんじゃないかなと思っています。よく話をしますので。

要は、けやき台の人って、運動会の最後を見てくださいよ。テント片づけ、町のほうは閉会式が終わるまではテント片づけは後できちんとやってくださいね、確かにマイクで流していますよね。けやき台の人間、みんな守っていますよ、自慢じゃないけど。やっていない区が何区もありますよ。どことは言いません。それほどやっぱりけやき台の人って真面目に町の行事のこと考えてくれているんですよ。そういうところがあるから、やっぱり町としてもできるだけ配慮はしてもらいたいんですよ。それが相まってのまちづくりじゃないでしょうか。というふうに感じておりますので、一つ一つのイベントもそうですが、全体のそういう見方も含めて、けやき台の人たちも決してけやき台だけよくなって、基山が悪くなってという人は1人もおりません。やっぱり基山町がよくなって、けやき台がよくなる。けやき台がよくなれば、基山町もよくなるばいという気概でやっていますので、その辺の気持ちだけは忘れずに、いろいろ御指導していただくことは御指導していただく。意見を、要望を聞いていただくことは聞いていただくということで、今後ともやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。その願いをして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

以上で河野保久議員の一般質問を終わります。

午後3時40分まで休憩します。

～午後3時29分 休憩～

～午後3時40分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開し、次に品川義則議員の一般質問を行います。品川義則議員。

○10番（品川義則君）（登壇）

皆さん、こんにちは。10番議員の品川でございます。本日最後でありますけれども、いましばらくおつき合いをいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

また、本日は、基山保育園の園長の熊本様にも御出席いただき、現場の声をぜひお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、通告いたしております3項目、保育所の運営について、小中一貫教育について、まちづくり基本条例のパブリックコメント、町民の参加方法についての質問をいたしますので、よろしく願いいたします。

まず、保育所運営についてお尋ねいたします。

1、基山保育園の園児定数250名に対して、現在の在園児数は何名でしょうか。

2、ほかの自治体、これは私、福島県の新地町、大山議員もおっしゃっていましたが、視察で伺いまして、その町でお聞きした話をもとに、こんな自治体もあるんだと、すばらしいなと思ってお話を聞きしたところで今回の質問に入っておりますので、よろしく願いいたします。

その新地町の公立保育園では、長年、幼稚園教育というものを行っているところであります。基山保育園ではどのようなことがされているのでしょうか。お尋ねいたします。

3、入園前の体験入園や保護者への説明はどのようなことがされているのでしょうか。お尋ねいたします。

4、保育所運営を指定管理者制度利用や民間へ委託するというようなことは検討されたことがあるのでしょうか。お尋ねいたします。

次に、小中一貫教育について質問いたします。この小中一貫教育は、お隣の鳥栖市でも計画されております。

1、佐賀市、鳥栖市などが一貫教育を実施していることについて、教育委員会の所見をお伺いいたします。

2、現在基山町では小中連携事業を行われていますでしょうか。

3、小学校、中学校の職員の交流や意見交換の場などが行われているのでしょうか。お尋ねいたします。

4、小規模学校のデメリットはどんなことが考えられるのでしょうか。

最後の項目、まちづくり基本条例についてお尋ねいたします。

1、まちづくり基本条例の23条、重要な計画等への参加について。

ア、今回策定されている地域福祉計画の素案ができ上がるまでに、町民の参加とはどのようなことが行われましたでしょうか。お尋ねいたします。

イ、パブリックコメントに向けた意見は何件ありましたでしょうか。

ウ、計画策定の過程でアンケートが行われておりますが、意見のとり方でほかの方法は行

われていないのでしょうか。

(2)まちづくり基本条例第24条、町民の参加方法についてお尋ねいたします。

ア、パブリックコメントの募集期間は14日間でしたがけれども、その根拠はどこにあるのでしょうか。

イ、町民ワークショップや意見交換会の開催について、その基準は設けられていたのでしょうか。

以上、お尋ねをして、1回目の質問を終わります。よろしく願いいたします。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）（登壇）**

それでは、品川義則議員の御質問にお答え申し上げます。1項目めと3項目めでございます。

まず、1項目めの保育所運営について、(1)定数250名に対して、現在の在園児童数は何名かということです。平成24年12月1日現在で3歳未満児が81名、3歳以上児が145名の合計で226名となっております。

(2)他自治体保育園では幼稚園教育を行っているが、基山保育園では行わないのかということです。基山保育園では、保育をすることは当然のことながら、基本的な生活習慣を身につけることに重点を置き、スムーズに小学校生活へ移行できるよう指導を行っています。また、園行事や日常のカリキュラムにおいて、音楽、習字等の指導も取り入れて、運営を行っています。

(3)入園前の体験入園や保護者への説明などは行っているのかということです。入園前の体験入園としては実施をしていますが、月2回の園庭開放や運動会への招待などを通じて体験をしていただいています。保護者への説明は、入園前に保護者と入園予定者との個別面接を実施しますので、その機会を利用して、入園のしおり等をもとに、必要事項や注意事項を説明しております。

(4)の保育所運営を指定管理者制度や民間委託への移行は検討していないのかということですが、現在のところは検討いたしておりません。

それから、3項目めのまちづくり基本条例についてでございます。

(1)まちづくり基本条例、23条、重要な計画等への参加について。アの地域福祉計画素案

策定までに、町民の参加はあったかということです。町民の参加につきましては、アンケート調査を1回、町民ワークショップを3回、パブリックコメントを2週間実施いたしました。

イの、パブリックコメントに出た意見は何件あったかということです。これは、10件となっております。

それから、ウの計画策定過程でアンケートが行われているが、意見聴取はほかに行われたのかというお尋ねです。意見聴取といたしましては、町民ワークショップを3回、パブリックコメントを2週間実施したということでございます。

(2)のまちづくり基本条例24条、町民の参加方法についてです。

アのパブリックコメント募集期間14日間の根拠はということですが、地域福祉計画の素案が固まりましたので、次回の策定委員会に向けて、2週間のパブリックコメントを実施いたしました。また、期間につきましては、他市町の状況も参考にいたしております。

イの町民ワークショップや意見交換会を開催する基準を設けているのかということです。町民の皆さんの意見の聴取方法については、事案の内容によって大きく変わってくるものと考えております。よって、一概に基準をつくって一くりにするよりも、それぞれの事案に応じて最良の方法を選択することにしております。以上です。

#### ○議長（後藤信八君）

大串教育長。

#### ○教育長（大串和人君）（登壇）

品川議員の2項目め、小中一貫教育についてお答えしてまいります。

(1)佐賀市、鳥栖市などは一貫教育を実施していることについて、教育委員会としての所見を伺うということですが、中1ギャップの解消、また、9年間を見通した系統的、継続的な学習指導により、学力の向上、児童生徒間の多様な交流活動による豊かな人間性の育成などについて、小中一貫教育は効果を上げていく教育だと思っております。

(2)の現在の基山町の小中連携事業は行われていますかということですが、現在基山町では小中連携について、小学校と中学校が目標を共有し、小中の教職員が一体となり、学習指導や生徒指導等を組織的、系統的に取り組みながら、義務教育9年間の連続性のある指導を行うことを目標に、小中新入生連絡会や出前授業、基山中学校での6年生体験教室など、年間を通じて取り組みを行っております。

(3)小学校、中学校の職員の交流や意見交換が行われていますかということですが、小中

の教職員が意見を交換する場として、いろいろな会議を行っています。それぞれ会議において、当面する課題や具体的な取り組み、今後の目標等について専門的に話し合い、情報交換、交流等を行っています。主な会議としては、1番、小中連携会議、2番目、小中学力向上委員会、3番目、教育相談での小中連絡会、4番目、特別支援学級の交流会などです。

また、毎年3校の教員が一堂に会して、夏期休業中に町民会館で3校合同研修会を実施しています。その内容は、全体会、部会、部会には生徒指導、教育相談、特別支援教育、学力向上、ICT利活用、英語教育、食育などの部会を置いておりますが、部会を開き、情報交換や話し合いを行っております。また、ことしは研修会后、教職員の交流会を実施しています。交流会では、各部会で話し合ったことや、出てきた意見を紹介したり、小中学校の児童生徒の情報交換ができたりして、いい取り組みになっていると教職員にも好評だったようです。

本研修会は、3校の全職員が顔を合わせ、互いに知り合う貴重な機会となっております。小学校での外国語活動の内容や、小中の給食指導、小学校を卒業させた子供の成長や兄弟関係のある児童生徒の情報交換など、実のある話し合いができています。

(4)の小規模学校のデメリットは何かというお尋ねですが、まずは、ある程度の人数と過ごすことで培われる我慢する力や、集団のルールを守るなどの力が育ちにくいと考えられます。人間関係が固定化してしまい、友人関係で序列化ができてしまったり、人数が少ないので、一度友人関係が崩れると、もとの形に修復しづらくなったりすることも考えられます。さらに、多くの人とかかわったり、新たな集団と出会ったりすることについて、多人数の中で育ってきた児童より経験が少ない分、自分がその場に身を置いたときに、うまく人間関係をつくる力が身につけにくいだらうと考えられます。また、体育や中学校の部活動、休みの時間の遊びなどで、ある程度の人数だから成立するものについて、それができなくなり、活動に制限ができてしまうということも起こるだらうと思われます。以上、お答えといたします。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

はい。では、具体的に入ります。

保育所運営ですけれども、現在226名ということではありますが、以前は人数が少なくということ、何か改善はということではいろんな、議会のほうからも提案があったと思います

けれども、この226名というのは過去に比べてふえてきているのか、それとも変わらないのか、減ってきているのか、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

熊本こども課保育園長。

○保育園長（熊本弘樹君）

品川議員の御質問にお答えしたいと思います。

以前、昭和60年ぐらいのころはかなり少なかったと思います。本日は、過去10年間の資料をお持ちしておりますけれども、平成15年が以上児、未満児を合わせますと225名で、それ以降が大体220前後で推移しておりますので、ここ10年間は大体220から30の間で推移をしておりますので、ほぼ横ばいという状態になっております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

保育の見直しとか、いろんな子育て支援策が行われているので、その効果かなと思うのですけれども、それは関係ないみたいですが、続いて質問事項2なんですけれども、基本的な生活習慣の習得に重点を置いた指導ということでもありますけれども、その後の小学校生活というのが、やはり学習が大きな課題になると思っております。

文部科学省が昨年3月に、保育所や幼稚園等の小学校における連携事例集として、保育園と小学校の連携の必要性という中で、保育所や幼稚園等から義務教育段階へと子供の発達や学びは連続しており、幼児期の教育と小学校教育とは円滑に接続されることが望ましいということが言われているわけですが、実は基山保育園において幼児教育というものが、先日、町民会館のほうですか、遊戯会を見させていただきまして、なかなかの発表会で、また習字もすばらしい字がいっぱい並んでおりました。工作物もすごいのがたくさんありましたけれども、実際の幼稚園の教育と、今行われている基山保育園での保育教育ですね。これは現場にいてどのような、保護者からとか、保育園長が御自身、どのような考えで、少しこんな違いがあるのかなとかいう、また、小学校と連携されると思いますので、小学生に上がったの保護者からの意見というものが何かあればお尋ねしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

熊本保育園長。

○保育園長（熊本弘樹君）

保育園は、厚生労働省の管轄で保育指針というものに基づいて保育を行っております。一方、幼稚園のほうは文部科学省の管轄ということで、幼稚園の教育要領に基づいて指導しております。その基本的な内容を見ますと、どちらにしても文言の中には、就学前までの幼児の保育及び教育というのがどちらにも入っております。ただ、一般的に言われておりますのは、幼稚園で言う教育と保育園の教育は違うと言われておりますけれども、実際の内容を見ますと、先ほどの町長の回答にもありましたように、まずは広義の意味での教育ということで、小学校へ入学するためのそういった基本的な生活習慣を身につけさせる教育を行うというのが基本になっていると思っております。そういったことを中心に、私ども保育をさせていただいておりますので、幼稚園を卒業したから、保育園を卒業したからといって、大きな違いはないと認識いたしております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

よく議会でも比較すると、本旨はおかしいのですけれども、たんぽぽ保育園とこにありまして、あそこはモンテッソーリの教育法を入れてあるわけです。保育園でありますので。やはり、幼稚園教育ですよね。それと、保育であれば保育士ですけれども、その両方の資格があれば、採用されて、両方の、やはり教え方は違うと思うのですよね。同じ内容であっても、同じ道具を使っていたりとか、同じ教育の事柄であっても、その辺のところの、資格を取るための学習内容が違って来るわけですから、やはり違って来ると思うのですよね、保育士の免許を取る、それから幼稚園教諭の免許を取るというのは、それぞれ違って来ると思います。その辺の効果が、やはり結果として子供たちに出てくると思うのですけれども、できれば私としては、保育士を採用される場合、そういったことも配慮を少し入れていただいて、いろんな資格を持った方、いろんな経験を持った方を、少人数でも結構ですので採用することで検討していただきたいのですけれども、その辺のところは町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。



○町長（小森純一君）

それこそ今議員がおっしゃって、私も具体的にどうこうというようなことは、ちょっと頭に浮かばないのですけれども、それはやはりその人の持ったものであって、いろんな資格なり、経験なりを持った人、それにこしたことはないというふうには思っております。ただ、保育士の免許さえ持っていればというよりも、もっとやっぱりそういうことも幼児教育には必要かなと思います。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

ぜひ保護者の間で、いろんな選択肢をしていただくために、ころころ保育園とか、学級もありますし、ちびはる保育園とかあったところもあります。たんぼぼ、基山保育園、さまざまな選択肢があるわけですけれども、その中でやはり公立として、ほかのところに先頭を切るような、走るような、そんな教育ができるような、保育ができるような施設をぜひお作りいただきたいと思っているのですが、基山保育園の平成24年度11月現在で職員数ということで、保育士が11名、臨時職員が15名でありますけれども、この15名の臨時職員を雇わなければ、財政上運営が厳しいということであるのか。どうしても……臨時職員と正規職員の差はないと思います。ただ、雇用と思っております。ただ、そのところが1つ、課題となるのが、基山ではないと思うのですけれども、短時間保育士とか、保育士の非正規化に伴って、保育士の勤める任期ですね、期間というものが短期間でありますから、入れかえによって、なかなか正規職員とか、その園の方針とかいうものが正確に伝わっていくことができるのか。そういった26名中の職員の中で11名が正規、15名が臨時職員ということでありましてけれども、その弊害は出てきていないのか、心配ではないのか、基山保育園においては全くそういうことはないということなのか、その状況はどのように感じていらっしゃいますか。

○議長（後藤信八君）

熊本保育園長。

○保育園長（熊本弘樹君）

その問題につきましては、冒頭の品川議員の御質問の中に若干あったと思っておりますけれども、昭和61年ですか、基山町の保育所のほうの定員割れの問題が大きくなりまして、一度本庁に保育士を3名ほど引き揚げた経緯がございます。そういったところを踏まえたところで、総

務課のほうで、片や総務課のほうで定員管理を行っておりますけれども、そういったところで、今後少子化が進む中で、どれだけのお子様方を基山保育園にお預けいただくかという判断が非常に難しい部分があると思います。

そういった中で、現状としては正規職員が12名ということで対応させていただいておりますけれども、臨時の先生方は15名ほど常時入っていらっしゃいますけれども、その方についても長い経験を踏まえたところで保育に当たっていただいておりますので、決して正規職員と変わることなく、保育のほうに当たっていただいていると思いますし、一応年度当初に臨時の先生方については集まっていただいて、私どもの考えなり、臨時職員としたとしても、地方公務員であるということをご認識していただくように、一応説明会をさせていただいております。その中を酌み取っていただいて、保育に当たっていただいておりますので、その分については問題がないというふうに思っております。

**○議長（後藤信八君）**

品川議員。

**○10番（品川義則君）**

ぜひ園長おっしゃったような順序をずっと続けていただきますように、心からお願いをいたします。

この項目の最後なんですけれども、民間委託というのが近隣の市町村でも、なかなかこの保育園の民間委託というのが問題になっておりますけれども、基山町として、財政上、職員を正規で雇うのがなかなか厳しいとかいうことがあるのならば、民間委託されてとか、指定管理者がこれに沿うのかどうかかわからないですけれども、そういった新しい活用をしていくことも重要ではないかと思うのですけれども、その分、庁舎における職員の数もなかなか今は厳しい状況で、職員数も厳しいような状況であります。また、定数管理も厳しいという状況の中で、少しはゆとりができるし、住民サービスも上がってくるということではないかと思っております。だから、民間がどうしても営利に走りやすいとか、いろんな弊害があるとは思っているのですけれども、そういったことのないような方法というのはあると思うのですよね。ぜひ民間委託とか、指定管理とか、いろんなほかの制度の活用を検討していただきたいのですけれども、町長、その辺のところはいかがお考えでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

○町長（小森純一君）

実際に私も保育に当たるというようなことではございませんので、はっきりしたことはわかりませんが、やはり聞いておられますと、一長一短あると申しますか、そういうことかなというふうには思っております。しかし、保護者の皆さんからすれば、町営の公立の保育園が何か安心できるというような、そういう話は聞いております。それが果たしてどこまで本当にそうなのか、もっと民間委託して、若い先生でばりばりというようなのがどうなのかというような、その辺のところまではちょっと私も考えておりませんし、したがって指定管理者や民間委託というようなことは、現在のところ、そのつもりがないというようなことと申しております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

では、次の小中一貫教育について質問いたします。

御答弁いただきましたけれども、鳥栖が行われております、佐賀市も行われておりますけれども、この小中一貫教育について教育委員会の中で協議をされたことがありますでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

メリットについて、それからデメリットについて御説明をした経緯はありますが、協議という形ではしておりません。ただ、基山町では連携ということで、連携教育ということで強くやっていくということで、教育委員会では報告をしております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

鳥栖市で行われているのは、併設形ではなくて一体型です。ですから、中学校校区の小学校が2校か3校か入るという形で、基山町のやり方と比べれば、連携事業ですね。内容を見れば、この一貫教育とほとんど変わらないと思うのです。カリキュラムが変わっているとか、9年間を通して考えていくとかいうことで、この一貫教育だと思うのですけれども、答弁にありますような連携事業、それから職員の交流とか、そういうことを考えると、もう鳥栖市

も連携事業を下地に置いて、それからこの一貫教育に入られているわけですが、全体の流れとして、小中一貫教育というのが全体的な流れとしては生まれてきていると思うのですが、ぜひこの小中一貫教育にこのまま移行できることが不可能なのか、それとも基山は連携事業でなければいけないのか、その辺のところはいかがお考えですか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

一貫教育というのは、施設のタイプで分けるのか、学校運営のタイプで分けるのかという2通りあります。

鳥栖のやっているのは施設のタイプで分けたタイプの中で、いわゆる連携型という、施設のタイプで分けると一体型という学校もあります、佐賀市あたりは、同じ校舎の中に、小学生、中学生が一緒にいるというタイプが、わずかですが、一体型というのがあります。

それから、併設形というのがあります。小中がべったりくっついて、例えば基山小、基山中あたりは、あの塀をとれば、もう併設という形になるのでしょうか。そういう形もあります。そういうところでやっているところもございます。

連携型というのは、鳥栖がやっているような、場所は離れているけれども、いろんな交流とか活動、基山がもしやるとすれば、今できるのは3校で連携型というのは、今やっている小中連携の事業を強化していけば、こういう形になると思います。ただし、この事業は、カリキュラムというか、教育課程はそのままです。ですから、小学校、中学校の学習指導要領は、小学校は小学校、中学校は中学校で必ず全部網羅しなければなりません。

ところが、もう一つ学校運営タイプで分けるのがあります。それは、研究開発学校と、昔の特区の制度でやった教育課程特例法というのがございます。これは我が国で数十校しかありませんが、その学校になると、いわゆる全部今までの学習指導要領に頼らない、ですから6年生と1年生の間でも、この単元は中学にやったり、この単元は中学の単元を下におろしたりとか、自由にできます。それと、小学校の五、六年生を全部教科担任にするとか、そういうことも、法律によって、いわゆる今の枠に縛られない教育ができます。

私は、一番効果があるのは、この学校運営タイプだろうと思っておりますが、これになると、施設の問題、人の問題とかたくさんございますので、これは到底手が出しにくいというところであると、一番やりやすいのは連携型が今一番早いなと思って、これを今から強化し

ていって、小中一貫とは標榜はしなくても、かなり鳥栖のやっている形と同じような形にはなれると思っております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

私も形がどうのこうのというよりも、子供たちに与えられる教育の方針ですね。方向性とか、全体の形が……どれだけの環境が子供たちの学校教育の中にあるのかということが一番大事だとは思っているんです。

品川区なんですけれども、ここは品川区独自で教科書、それから副教科書ということで、単独で子供たちに与えるカリキュラムをつくってやっているところもあるんです。そういったものも考えると、一貫教育の中で期待される成果というもので、鳥栖がつくっているものの中に、言われますように、学力の向上とか、中1ギャップの克服とか、意図があるわけですが、不登校児の生徒指導上も課題の現象であるということであるわけですが、基山小、中学校にかかわらず、少し不登校の子供がいたりとか、そういう傾向がある子供がいると思うのですけれども、1つここで別にお聞きしたいのは、例えば子供たちが、子供が学校へ来て、なかなか……素行が悪いといっちはなんですけれども、指導が厳しい面があるとかということで、再三保護者とも話をしてもうまくいかないということが仮にあった場合、その子供が学校へ来た場合の対処というのは、教室へ入れて、普通に授業をとということなのか、それとも保健室なり、生徒指導室とか、よく対処されるのか。それとも、もう少し自宅で考えて、きょうは帰りなさいという指導をされるのか。ケース・バイ・ケースでしょうけれども、基山の中学校、小学校において、一番最大限、非常に困難な子供に対しての対処というのは、どこまでできるというふうに教育長はお考えですか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

現在、教育を奪うという権利はありませんので、子供たちの教育を受ける権利はきちんと保障しなくてはならないと思っておりますが、ただ、ほかの子供に著しく迷惑をかけるような行為をしている子供を一緒に教室に置いて教育せよというのについては、逆の意味で、きちんと教育を受ける権利がある子供たちを阻害してしまうという、実際にそういうこともご

ざいます。授業中に騒いだり、物を投げたり、先生に突っかかっていたりとか、ですから現在学校では、著しく生徒指導上問題のある子供については、こういうことはきちんとしなさいと。例えば髪の毛を染めてきてはいけませんよと。それから、ズボンも普通のズボンをはきなさいとか、いろんな約束をしておりますが、であっても、許容できないけど、これぐらいまではいいかというところで大体教室には入れておりますが、それを著しく超えた子供については、今は別室で授業を教えるとか、そういうことを指導したりしております。ただし、それに対して反抗して、逃げて帰ったというケースも去年はあったりしました。

それから、まずその格好、私服で来るのがいるというふうに聞きました。制服ではなくて。そういう子については、まず着がえてきなさいということで、そういう指導をして、今着がえにやらせましたのでと家庭に連絡して、家庭と必ず連絡をとりながら、そういう指導をしておりますが、なかなかきちんとした指導に従わない生徒も若干名いると聞いております。しかしながら、そういう子であっても、きちんと別室で授業を教えたり、教室に入れるように指導をしております。

**○議長（後藤信八君）**

品川議員。

**○10番（品川義則君）**

非常に難しい問題でありますけれども、義務教育ということですので、子供には学習をする権利というものがありませんし、我々は必ず教育を受けさせなければいけないという義務があると私は思っておりますので、ぜひ大変でしょうけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、小規模学校についてお尋ねいたします。

小規模学校のデメリットについてお尋ねいたしましたが、若基小学校は小規模学校とっていいのか、いえ、違いますよというのか、教育委員会としての見解はどのあたりに置いていらっしゃるでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

大串教育長。

**○教育長（大串和人君）**

定義はございませんが、若基小学校は小規模学校とは思っておりません。県内にはもっともっと小さな学校が、例えば東松浦郡とか、唐津とか、あのあたりには、最近統廃合してお

りますが、小さい学校は全校で50人とか40人という学校はたくさんございます。ですから、若基小学校は、そういうふうにはまだ、まだというか、思っておりません。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

では、この小規模校のデメリットという課題は、若基小学校では起きていないということで捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

この程度の生徒数、児童数であれば、そこまでそういうことはないと思います。

ただ、1学級当たりの人数が10人以内になってしまうと、35人学級で36人しかいないと、18人ぐらいの学級ができてしまいます。ですから、そういうふうになると、若干学級会でも意見の出し合いというのが、大勢の意見よりも少し寂しくなってしまいますけれども、そういうときは2クラス合同でやるとか、学校のやり方で、なるべくそういうことがないようにやっていけるのではないかと考えております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

そう言われておりますが、はたから見ると、個人的な意見でありますけれども、なかなか学校の運営として、子供たちの運動会とか、文化祭とか、いろんな行事を行う場合に、少し弊害があらわれてきているのかなというのは、クラス編成もやはり40人以下ですと18人とかで固定されますよね。学年変わって、入れかわっても、そう変わらないわけですよね、顔ぶれというのは。デメリットの中で言われました、友人関係が崩れるとなかなかもとには戻りにくいというのは、やはり20人以下とか十何人だと、その辺のところを、逃げ場所とか、少しこう気持ちの切りかえとか、いろんな周りの環境が変わるということができにくいと思うのです。そういったことは、今の若基小学校では起きていないと捉えていいのですか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

特にそういうことは聞いておりませんが、そういうケースがあるときは、やはり異学年で余計交流するような場面を仕組むであるとか、同じ学年だけの交流にとどまらない活動、家族を入れるとか、いう活動をしていくと思います。現在、若基小学校でそういうトラブルみたいなものは、特に聞いておりません。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

私が心配するのは、中学校に行った場合には人数がふえてきますよね、極端に。そういった場合の子供の対応が本当にスムーズにできるのかなということですので、今のところはいいと思うのですけれども、そのめどというものはあると思うのです。小規模学校ですと、基山小学校の統合とか、基山小学校もだんだん人口、子供たちの数が減ってきておりますので、学校のスケールとして、基山の子供が全部基山小学校に入ってもおかしくない、運営できるという状況が生まれてくると思うのですけれども、そういったことを、これは年度計画、大体人口でわかってきますので、先はわかっていると思うのですけれども、その辺のところについて、具体的に計画を上げなきゃいけないときが来ると思うのですけれども、その辺のところはまだ話せませんか、どうでしょうか。どうお考えですか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

具体的にというのは、統廃合するというようなことをおっしゃられているのかもわかりませんが、全くそういうことは、まだまだ先の先のことであろうと。ことし、PTAの懇談会で、それは若基小の保護者の代表の方から質問されました。全くそういうことは計画もありませんし、全く考えてもおりませんということでお答えしております。何年度に向けてということは、まだまだ考えておりません。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

はい、わかりました。こういったこと、なかなか話だけが先行していきますので、明確に



そうお答えいただいたので、ありがとうございました。次にいきます。

まちづくり条例ですけれども、地域福祉計画をつくられて、回収率が64%ですよ、2,000人に配られて。ワークショップが3回行われておりますけれども、1回目が19人、2回目が19人、3回目22人で、60人でありまして、この60人というのは延べの人数だと思っておりますけれども、いろんなワークショップ、職員の方も熱心ですから、そういった話に入っておりますけれども、純粋に町民の方が来られたのは何名かということは把握されておりますか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

ワークショップは3回開催いたしましたけれども、そのうち19名から20名前後來ていただきまして、1回来られた方が2回目来ていただくということになっていましたので、60名というのは延べ、実数にすると減るかもわかりませんが、3回開催して60名ぐらい来ていただいたということでございます。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

その人数が多いのか、少ないのかを聞きたいのですが、地域福祉計画というのは本当に住民に密接にかかわりますし、この素案の中には町民に課するもの、何をしますとか、努めますとか、そういうふうに非常に町民に負荷を与えるものができていると思っておりますけれども、そういった場合の計画であれば、この町民ワークショップというものが3回で60人という数が、私は少ないと思うのですが、その辺のところはどういうふうに捉えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

私も結果を見てみれば、大変少なかったなというふうなことを実感しております。当初は、会議室を借用を入れていましたけれども、そこで入り切れるかと私は心配しておりましたが、実際はそこで間に合ってしまったということで、私自身感じているところ

は大変少なかったというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

このワークショップ開催についての広報は、どのような方法をとられたのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

ちょっと定かではありませんけれども、広報とホームページで公募をかけたというふうに覚えております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

としますと、その広報とホームページではこれぐらいの人間しか集まらないということの結果だと思えるのですけれども、企画政策課長にお聞きしますけれども、一番かかわるところだと思えるのですね、パブリックコメントとかいろんなことをされていますし、計画もつくられるのですが、この今の広報で、情報の発信力として考えた場合に、これ以上に、やはり町民に深くかかわる計画であるとか、そういったいろんな情報であるというならば、このほかにどんなことが考えられるとお考えでしょうか。やはり多くの町民に参加していただかなければいけないですし、パブリックコメントもより多くの意見が上がってくるような形でなければいけないと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

広報のことのお尋ねだと思えるのですけれども、広報とホームページとしているということなのですけれども、ほか考えられるのは、1つは、非常に区長会には御迷惑をかけるのですけれども、各行政組合に回覧で回していくという方法が1つあるかと考えております。それから、それ以外については、やはり関心のありそうな人を掘り起こして、そういう人たちに

お願いをするという方法が一つの方法ではないかと考えております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

関心のある方を掘り起こすと言うけれども、その資料とか材料となるものをお持ちでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

それについては、福祉部門であれば、福祉部門が、割と障害者とか、いろんな関係者の方もいらっしゃいますでしょうし、そういう事案ごとにそれは変わってくるのではないかと考えております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

今の答弁で、福祉関係だったら、福祉課のほうはそういったものがあるからということなんですけれども、そういったことに今回のワークショップとか、パブリックコメントの声かけとか、広報活動は行わなかったわけですか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

策定委員のほうに各種各団体から出ていただいていたので、学校も3校の代表者として校長先生のほうからも出てもらっていましたし、その策定委員会の中で、ワークショップを開催しますということで毎回お願いしておりましたので、その中に障害者の団体の役員さんもいらっしゃったので、社協なりも策定委員で入っておりましたので、その都度その団体に、ワークショップにお願いしますという声かけをいたしております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

ぜひその動きを続けていただいて、拡大していただいて、より多くの方にこういった計画とか、いろんな形での意見聴取方法だと思うのですけれども、参加いただきますように御努力いただきたいと思います。

パブリックコメントなんですけれども、コメントの期間が2週間ということでもありますけれども、この2週間の根拠となるものは、ほかの市町村の状況も参考にいたしましたということなんですけれども、私が調べたところ、30日間やっているところもあるんですね。あるところによると、パブリックコメントの手続の要綱なり、綱領なりを決めて、ホームページで予告、今後こういう計画をします、こういう計画の修正をしますとか、そういった全ての情報を公開、その基準も決めているのですけれども、そういったものを予告して、ホームページで検索すれば、ずっと出てくると、1ページ丸々出てくると。結果も、結果を公表しますとそこをすれば結果が出てくる。それから、集計中は集計中というページがあるわけなんですけれども、基山町のホームページもそういうものをつくっていただけませんか。広報の一環として、また自分が出した意見にどういう回答が行われているのか、また、そういったものを知っていただく方法でもあると思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

木村企画政策課長。

**○企画政策課長（木村 司君）**

パブリックコメントの募集に関しては、募集期間の2週間前に公表するようになっておりますので、それで公表は担当課のほうでされていると思います。

今議員おっしゃったのは、よその市町村を見ますと、ホームページ上に、一つのことではなくて、一覧表みたいなのが提示されておりますので、そういうことを今後、いい提案ですので、考えていきたいと思います。

**○議長（後藤信八君）**

品川議員。

**○10番（品川義則君）**

その場合に、パブリックコメントの手続の要綱というのもつくってあるわけなんですけれども、基山町ではつくられていないですね。つくられていたら、教えていただきたいんですけども。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

パブリックコメント実施要綱というのはつくっておりませんが、どういう方法でやるというのは、どういう目的でやるとか、そういうものは事前に公表はいたしております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

最後のところの答弁で、それぞれの事案に応じて最良の方法を選択するということの答弁があったんですけれども、これは最良の方法を選択するのは、それぞれの担当課であるのか、審議会に図っているならば、その審議会が選択をしているのか、その辺のところはどうなんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

この件に関しましては、各課で判断をさせていただいております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

それで、回答についてなんですけれども、この回答は審議会に図られて回答されているのか、それとも担当課のほうでされているのか、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

今回の地域福祉計画のパブリックコメントにつきましては、こちらのほうで回答書をつくりまして、策定委員会のほうにはお示しをしてから回答いたしております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

それで、今までも老人福祉計画とか、障害者福祉計画とかあるんですけども、パブリックコメントが出たと思うのですけれども、その中で意見が出ますよね。その中で、大筋で根幹にかかわるような部分での意見が出たと思うのですけれども、ある方の意見によると、なかなかその辺のところまで深く、もう1回審議会を開いて、さらに深く意見が出たものに対して審議するという時間的にもないと。それから、そういうことを今まで十分1年間かけて話したんだから、今さらということで、回答の答えにくい部分があるということなんですけれども、このパブリックコメントの時期をもう少し前倒しをするから、その計画が1年間とか半年間ならば、その間に入れていく、ここまで素案ができましたよ、ここまでの案件が決まりましたよという提案ができて、その段階から町民の方にパブリックコメントで意見を求めるということではできないのでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

木村企画政策課長。

**○企画政策課長（木村 司君）**

パブリックコメントにつきましては、基本的には、ある程度の案ができた段階で、それで国もやっておりますけれども、いろんな意見を聞くという形になっておりますので、途中でたびたび聞くということは、ちょっと今のところ考えておりません。

**○議長（後藤信八君）**

品川議員。

**○10番（品川義則君）**

ぜひその辺のところお願いしたいんですよね。基本的ないろんな計画は、現状とか把握をされて、その分析をされると思うのです。その資料も差し上げる。それから、基本的な構想を考えられると思うのです。その基本的な構想の段階だけでも、第1段階としてパブリックコメントをすとか、意見交換会を開くとか、ワークショップを開くとか、物事によって決めていく。それから、その意見を踏まえて、その町民の意見とかいうこと、学識経験者とか、いろんな形でも意見は出ると思うのですけれども、それよりもっと広く町民に求めようということで、まちづくり条例とかいろんなものがつくられておりますし、情報も公開しようということになっていると思うのです。こうやって、パブリックコメントもされているということであるならば、より町民の声が反映するようなやり方を、ぜひ検討していただきたいのですけれども、その辺いかがでしょうか。大変でしょうけれども、ぜひお願いしたいので

すけれども。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

基本的には、途中の意見というのはワークショップ等を開いて聞いておりますから、それにまたパブリックコメントというのはいかがなものかと考えております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

そのワークショップの人数が少ないから、意見が集まっているかという話で聞いているんです。それならば、より回数をふやすとか、そういうことをしなければ、意見は集まらないですし、いろんな計画が起きてくる場合に、町民に負荷を与えるという段階になって、できましたよ、さあどうですかということでは、私は町民に伝わらないと思うのですよ。町民のための計画を立てて、町民が、自分たちが行わなければいけない計画であるならば、最大限の情報を出す、最大限の意見を聞くという姿勢は、私は必要かと思うのですけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

制度的には、つくる段階でワークショップとかを開いて、意見は、町民参加の意見を聞くということで、最後にできた意見にパブリックコメントを求めるという形になっておりますので、今すべきことは、今健康福祉課長が申しましたとおり、少なかったということであれば、そこの部分の人をふやす努力をまずすべきじゃないかというふうに考えます。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

私は、そのふやす方法としていろんな方法があるから、それをぜひいろんな方法でしていただきたいと意見を述べているわけでありまして。ぜひこれからそういったワークショップとか、いろんなパブリックコメント、多数の意見が来て困るという状況をつくられることを、

非常に強く望んで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

以上で品川義則議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして延会といたします。

午後 4 時50分 延会